

平成21年第1回五條市議会定例会（第3号）

日 時 平成21年3月6日（金） 午前 10 時 開議

議事日程

第1 一般質問

| 順 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 答弁を求める者 |
|---|-----------|---|--|
| 6 | 藤 富 美 恵 子 | 1 5万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の指定管理者の募集について (1) 募集の方法、選定の基準、選定委員の構成及び選定の方法等について 2 市立五條文化博物館の休館について (1) 休館の期間及び理由等について 3 女性管理職の積極的な登用について 4 財政改革について (1) 公用車の管理方法の見直しについて (2) 副市長の公用車について (3) 副市長及び教育長の給料について 5 市長の政治姿勢について | 市長・副市長・部長 市長・部長 市長 市長 市長 市長 市長 |

| 順 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 答弁を求める者 |
|---|---------|--|--|
| 7 | 檜 塚 凱 一 | <p>1 市立五條文化博物館について (1) 市立五條文化博物館の休館について</p> <p>2 上野公園について (1) 市民プールの営業休止について</p> | <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> |
| 8 | 大 谷 龍 雄 | <p>1 約4億円の無駄遣いになる吉野市長の消防庁舎建設案を撤回し、今井の予定地への建設について</p> <p>2 十津川村との消防事務受託の検討を五條市消防庁舎完成後にすることについて</p> <p>3 指定管理者制度導入の注意点と5万人の森公園へ導入することの問題点について</p> <p>4 市立五條文化博物館の休館を撤回し資料館として展示を継続することについて</p> <p>5 新し尿処理施設建設の重点について</p> <p>6 市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長の調査結果からみた平成19年6月定例会での土井議員の一般質問に対する吉野市長の答弁虚偽について</p> | <p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長・副市长</p> <p>市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p> |

- 第二 報第一号 平成二十一年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第三 報第二号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第四 報第三号 平成二十一年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の中間報告について
- 第五 議第一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第六 議第二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第七 議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第八 議第四号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第九 議第七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第十 議第八号 五條市斎場条例の一部改正について
- 第十一 議第九号 五條市自転車等駐車場条例の一部改正について
- 第十二 議第十号 五條市都市公園条例等の一部改正について
- 第十三 議第十一号 五條市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 第十四 議第十二号 工事請負契約の締結について
- 第十五 議第十三号 財産の取得について
- 第十六 議第十四号 五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定について
- 第十七 議第十五号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について
- 第十八 議第十六号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十九 議第十七号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十 議第十八号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十一 議第十九号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十二 議第二十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十三 議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定について

- 議第二十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算議定について
- 議第二十四号 議第五号 一般職の職員給与に関する条例の一部改正について
- 議第二十五号 議第六号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 議第二十六号 議第三十三号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 議第二十七号 議第三十二号 五條市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議第三十四号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十名）

一番 西本幸洋
二番 太田好紀

欠席議員（一名）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 十二番 | 二十一番 | 二十番 | 十九番 | 十八番 | 十七番 | 十六番 | 十五番 | 十四番 | 十三番 | 十一番 | 十番 | 九番 | 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 |
| 山 | 田 | 大 | 榮 | 土 | 黄 | 樾 | 寺 | 佐 | 花 | 北 | 西 | 峯 | 山 | 山 | 益 | 池 | 藤 | 川 |
| 本 | 原 | 谷 | 林 | 井 | 木 | 塚 | 本 | 久 | 間 | 谷 | 山 | 尾 | 林 | 田 | 田 | 田 | 上 | 富 |
| 久 | 清 | 龍 | 末 | 康 | 英 | 凱 | 保 | 正 | 昭 | 和 | 彦 | 宏 | 澄 | 由 | 吉 | 輝 | 美 | 家 |
| 和 | 孝 | 雄 | 次 | 嗣 | 夫 | 一 | 英 | 己 | 典 | 生 | 和 | 政 | 雄 | 比 | 己 | 博 | 雄 | 子 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 廣 | |

説明のための出席者

事務局職員出席者

事務局長

森本博文

| | |
|---|------------------|
| 市 長 | 吉 野 晴 夫 |
| 副 市 長 | 榮 林 美 夫 |
| 教 育 長 職 務 代 行 者 | 田 野 俊 夫 |
| 市 長 公 室 長 | 岡 本 和 人 |
| 総 務 部 長 | 田 中 武 衛 |
| 都 市 整 備 部 長 | 阪 上 武 則 |
| 生 活 産 業 部 長 | 林 下 正 信 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 山 下 正 次 |
| 上 下 水 道 部 長 | 辻 本 衡 司 |
| 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長 | 清 水 勝 司 |
| 会 計 管 理 者 | 櫻 本 泰 司 |
| 西 吉 野 支 所 長 | 岸 本 悟 司 |
| 大 塔 支 所 長 | 土 井 祥 嗣 |
| 消 防 本 部 次 長 | 窪 佳 秀 |
| 監 理 管 財 課 長 | 海 原 保 雄 |
| 企 画 財 政 課 長 | 水 脇 正 雄 |
| 秘 書 課 長 | 下 村 洋 次 |
| 庶 務 課 長 | 上 田 卓 司 |

| | |
|-------|---|
| 事務局次長 | 乾 |
| 事務局係長 | 西 |
| 事務局主任 | 笹 |
| 速記者 | 柳 |
| | ケ |
| | 瀬 |
| | 五 |
| | 美 |
| | 豊 |
| | 美 |
| | 旬 |

午前十時零分再開

○議長（北山和生）ただいまから、去る五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

山本久和議員から欠席届が、榮林末次議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成り立ちます。

○議長（北山和生）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのお通りであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（北山和生）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確にお願いします。

なお、先の議会運営委員会での申合せにより、一般質問は始めに登壇し、質問の要旨を発言いただき、その後自席に戻り一問一答方式により質問を行うこととし、理事者側の答弁はすべて自席からいたします。

議員並びに理事者各位には本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただけますようお願いいたします。

また、議員各位には、申合せのとおり、時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力を願います。

始めに、四番藤富美恵子議員の質問を許します。四番藤富美恵子議員。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番(藤富美恵子)皆さん、おはようございます。

それでは議長より発言の許可をいただきましたので、一、五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の指定管理者の募集について、二、博物館の休館について、三、女性管理職の積極的な登用について、四、財政改革について、五、市長の政治姿勢について、以上五項目を通告順に一般質問をさせていただきます。

自席に戻りまして、一問一答方式により質問させていただきます。

〔四番 藤富美恵子自席へ〕

○四番(藤富美恵子)まず最初に、先ほども議長の方からお話でしたが、持ち時間が九十分でございますので、答弁は質問に対してのみお答えください。

特に市長にお願いしておきます。

五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の指定管理者の募集についてお尋ねいたします。

指定管理者制度については、昨年平成二十年六月議会で市長から「現在、市が管理している五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の三公園について、より一層の施設有効利用と管理費削減という観点から指定管理者制度を導入する。」という市政の報告がございました。

指定管理者制度の導入については、一昨年の十二月議会で既に可決しており、その後、三公園の指定管理者を公募し、八人の選定委員によってプロポーザル方式で審議され、指定管理者の候補者が選定されました。その結果を受け、議会はいろいろな角度から精査いたしましたが、昨年の六月議会で採決の結果、賛成三、反対十七で否決となりました。

早期利用促進が望まれる中、今回再度指定管理者の募集をしておりますが、まず前回と募集の方法が変わっておりますが、どのように変わったのか。そして、その理由をお尋ねいたします。

○議長(北山和生) 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長(阪ノ上武則) おはようございます。

四番藤富美恵子議員の一般質問、一、五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の指定管理者の募集について、(一)募集方法、選定の基準、選定委員の構成及び選定の方法についてお答えを申し上げます。

まず、私の方からは、御質問いただきました一点目の募集方法についてお答えを申し上げます。

本来申し上げますと、経緯経過も御説明を申し上げます上げなければいけませんけれども、御質問いただいたことのみにお答えさせていただきます。

募集の方法でありますが一団体が三公園をすべて管理すれば人件費や機材の流用によるスケールメリットを生かした経費の削減が行えることから、一団体複数の公園の応募ができることとしておりましたが、前回、一団体一公園であれば多くの市内業者の育成や雇用促進につながるのではないかと御提言をいただきました。

現下の社会情勢を考慮し、一団体につき一公園の応募とし、他の公園への申請は行えないものいたしました。

以上で終わらせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）次に、選定の基準も変わっております。今回どのように変わったのか、そして変わったその理由もお尋ねいたします。

○議長（北山和生）阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則）御質問いただきました二点目の選定の基準であります。管理費の削減だけを求めるのではなく、市民の視点に立ち、時代に沿った管理方法であるか、費用以上の効果を見込めるのかということから、選定基準を設けておりましたが、前回、経費の削減が指定管理者制度の導入の目的であれば、管理料の安さにもっと比重を置くべきではないかという御提言をいただきました。

現在、五條市が推進している行財政改革の観点からも配点の見直しを行い、最小の経費で公園の適切な維持管理を図ることができることに管理料の安さについてという選定項目を追加し、三十点から五十点とウェイトを高くいたしました。

また、利用者の増加を図るための具体的な指標、経営規模及び能力を有しているかの中に、指定管理者としての実績があるという項目を加え、配点につきましては、三十点から二十点に下げたところであります。

全体といたしまして、前回経費の削減が指定管理者制度の大きな目的であるという御提言をいただきましたので、管理料の安さについて加重配点をいたしましたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 指定管理者制度の目的は施設の有効利用と管理費削減であると、市長から説明がございました。ところが、前回の五万人の森公園を例にとれば、第一の候補者ランドスケープキーパーズの管理委託料は二千九百四十万円で、第二位のアスカ美装は一千九百五十万円でございました。約一千万円も高い業者が、指定管理者選定委員会では候補者に選定されました。管理委託料が一千万円も高い実績のない業者が一位の候補者になっており、しかも五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の三公園とも同じ一業者が管理者として選定されたのでございます。

今、国会で話題となっておりますか、金額だけが判断材料だとは思っておりません。しかしながら、管理委託料の安い指定管理者制度の第一の目的である管理費削減からすれば、やはり一番重要なことでございます。

私は、今説明いただきました選定の基準である指定管理者の実績はもちろん、今回管理料の安さの配点が三十点から五十点に増えていることは評価いたしますが、しかしながら、指定管理者募集要項の八、選定の方法の（三）③については、管理料の安さ、この一項目についてのみ五十点として配点すべきであると考えますが、副市長いかがでしょうか。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 質問にお答えいたします。

八の（三）といいますと、最小の経費で公園の適切な維持管理を図ることができること。三十点から五十点という、この内容ですね。これにつきましては、議会の方から指摘がありましたので、三十点から五十点に変えております。

指定料の安さということですが、プロポーザル方式ですので、全体の中での点数になってきますので、一番安いところに決まると限ったことはないと思うのですけれども、この経費の安さにウェイトを置いたということが今回の目玉になっております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 四項目について五十点でございますが、その一番下に書かれております管理料の安さ、この一項目についてのみ五十点として配点するということはできないのでしょうか。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） ただいまの質問ですが、五十点の中には施設の維持管理の取組の内容の確実性とか、安全対策への取組の内容の確実性、管理料の内容の確実性、安さということで四点ございまして、その四点が五十点ということですので、その四項目が完ぺきであれば五十点

ということになりますので、管理料の安さだけでというのはなかなか難しいと思います。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）管理料だけ一項目というのは難しいという答弁でございますので、次に選定委員の構成についてお尋ねいたします。

選定委員については、昨日寺本議員が質問されておりましたので割愛をさせていただきます。私は前回八名であった選定委員を今回なぜ五名に減らしたのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（北山和生）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）こんびら館の問題もございまして、できるだけスムーズに、早い時期にと、短時間ということ、前は八名だったのですけれども、今回は五名ということで、スピーディに対応できるというような格好で、人数を減らしてということを決めさせていただきました。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）指定管理者選定委員は、前回も今回も、副市長や総務部長のような行政に携わる職員が選定委員に入っておられますが、岡市の指定管理者選定委員会のメンバーは、より公正性、透明性の高い組織になるようにということで、外部委員のみで構成されているようにございます。

前回指定管理者選定委員会が選定したこの三公園の指定管理者候補は、否決となったわけでございますから、福岡市のように、五條市においても選定委員は公正性、透明性を高めるために、全員外部の方をお願いしたらいかがでしょうか、市長。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）昨日も答弁させていただきました。五條市において初めてのことでございます。いろいろ考えながらやっております。よその方もいろんな意見もあるでしょうけれども、市は市の独自の考えを入れながらやっていきたい。そのように思っておりますし、そういういろいろなところもということも考えて、今現在の選定委員を決めたということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）そして公正性、透明性だけでなく、幅広くいろんな方から、幅広くいろんな意見を求めるためにも、私は選定委員の人数は減らさない方がよいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）今回ののは、このような形でいきましたので、これは仕方がないということ。

前回、議員さんも入っていただきました。今回は入っていただいておりません。そういうことも踏まえて、いろんな方から御意見をいただきながらやっていくというのも一つの方法ではないかなと思います。

副市長がおっしゃったようにスピーディという問題もございまして、ある程度意見と知識という、何せ初めてのことでありますので、市もこういうことを言うთანندですが、とまどいながら前に進んでおるけれども、目的を達成はしたいという気持ちで頑張っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）前回、指定管理者選定委員会における一部資料を職員に求めたところ、破棄したとのことでした。まあ、結果的には翌日出していただきましたが、このような大切な書類を破棄したと言って隠そうとするのは、やっぱり隠さなければならぬような何かがあったんだと感じた前回の指定管理者選定委員会の結果でございました。

本当に一生懸命取り組んでいただいた選定委員の皆様にとつて、議会の否決は納得のいかないことだったかもしれませんが、しかしながら、私には大きな疑問が残る結果であり、一議員として前回の選定委員会が出された選定結果にどうしても賛成することができませんでした。

次に、一番大切な選定の方法でございしますが、より公正性、透明性を高めるために、前回のように選定委員は無記名ではなく、記名式で自分の名前を明らかにしてジャッジすべきであると思いますが、副市長、いかがでしょうか。

○議長（北山和生）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の委員会でも、まずそれは議題として、委員の方から質問が出されて、どうするかということで、初めに検討させていただきました。ということの中で、やはり前のときも、委員は初め記名し、個人の責任において採点するというところで、記名だったわけですが、さあ集計をするときになりました、やっぱり後々問題が出るということ、消すということになったのですけれども、消したらあとが残るといいうことで、はさみで切つて集めたというようなことでもございまして、今回も、やはり前と一緒にしてほしいというような委員の意見でございまして、無記名ということに一応決まっております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）前回、無記名でやったからこそ、今言えば、不信感といいますか、持たれたわけでございますので、やはり私は、記名式で、自分の名前を明らかにしてジャッジすべきであると。不信感を持たれない方法でジャッジすべきであると申し上げまして、次の質問に移ります。次に、博物館の休館についてお尋ねいたします。

博物館の休館については、閉館ではなく休館でございますので、休館の場合は議会の承認は要らず、市長権限でできるということでございますが、まず休館の期間と休館の理由をお尋ねいたします。

○議長（北山和生）田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫）四番藤富議員の一般質問、二、市立博物館の休館についてお答えいたします。

このたびの休館の理由につきましては、深刻な財政状況に対する経費の削減の一環としてやむを得ず行う一時的な措置でございます。

休館の期間につきましては、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの二年間を予定しております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）部長から休館の理由を説明していただきましたが、今年度、平成二十一年度は昨年度に比べ市税が約一億五千万円減少する見込みでございます。このままいくと、私は二年後に財政状況が、博物館が再開できるほどよくなるとは思えません。また、博物館が建設された平成七年四月より今日まで十四年間開館していても、集客を増やすことができなかった。また、魅力的な博物館にすることができません。二年間休館したからといって、二年後に集客力もアップし、魅力ある博物館として再開できるとは思えません。

教育部長は、二年後に財政状況がよくなり、博物館が開館でき、そのときには集客力もアップし、魅力ある博物館として再開できると思われるか。

○議長（北山和生）田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫）藤富議員の再質問にお答えいたします。

今現在の状況で集客力が増えるとは、考えにくい状態でございます。しかし、休館中にいろんな皆さんの御意見をいただきました。そして、集客力を増やすために勉強もしていきたい。

そして、うちのの館等いろんな文化財等、新町のまち並み、そういったものを、点を線で結ぶようないろんな観光等も考慮いたしまして、少しでも集客力を上げていきたいというふうに思っておりますので、この二年間でそういう研究、勉強をしていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） その二年間の努力の後に集客力がアップし、魅力ある博物館として再開できると思われませんか。

○議長（北山和生） 田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 再質問にお答えいたします。

今の段階では、断言はできません。でもそういうことで、努力してまいりたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 次に、休館の期間を二年間とする根拠でございしますが、どのような根拠でございましょうか。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 二年間の根拠について御説明申し上げます。

五條文化博物館は、国宝及び重要文化財を収蔵、展示できる博物館法上の登録博物館となっておりますが、年間に百五十日以上開館できない場合は、通常ですと、この登録が取り消されることとなります。そうなりますと、再開後の博物館の文化的価値は大きく下落いたします。そこで、休館の理由が天災、その他やむを得ない理由による場合は二年間登録を取り消さないという博物館法の条文を適用し、休館期間を二年間とすることで、登録を維持していただけるよう、奈良県の教育委員会と協議をいたしております。そこで了承を得た次第でございします。そういうことで二年に設定をいたしました。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） それでは、五條文化博物館には登録博物館として、今現在どのような国宝や重要文化財が収蔵、展示されていますか。

○議長（北山和生） 田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 今現在、博物館には、国宝及び重要文化財については収蔵いたしておりません。以前、栄山寺の十二神将立像を収蔵し

ていたことがありますけれども、現在はまた柴山寺の方に返却いたしております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）先ほど、休館の期間については、部長より平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの二年間であると答弁されました。ところが市長の施政方針では、「四月から市財政が危機的状況を脱したと推定されるまでの間、休館することを決断いたしました。」とのことございました。

市長、博物館の休館は二年間ですか。それとも、市財政が危機的状況を脱したと推定されるまでで、いつまでかわからない。どちらでござい
ますか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）基本的には、財政危機を脱する。二年間というのは、それに向かって努力するということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）昨日、太田議員の五條市の財政は何年後に健全になる見通しかという質問に対し、不透明な経済状態では何年後になるかわからないという答弁でございました。

過日、総務文教委員会で閉館のための休館ではなく、文化の拠点として再開することを展望した一時的な休館であるとの説明を受けましたが、昨日の市長の答弁を聞いておりますと、私には一時的な休館ではなく、閉館に向けての休館であるように思えるのですが、再度市長の答弁を求めます。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）閉館に向かってではございません。休館ということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）間違いございませんか。

次に、博物館を休館すれば幾ら節約できますか。

○議長（北山和生） 田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 昨日も答弁させていただきましたけれども、人件費を除いて約二千万でございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 休館しても維持費はかかりますが、幾らかかりますか。

○議長（北山和生） 田野瀬教育部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 維持費につきましては、収蔵物等を保管いたします、そして空調等をやりますので、館全体ではございませんが、ある部屋に集めまして、できるだけ経費のかからないように考えております。それにつきましては、一千四百万くらいかかります。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 博物館の休館は五條市の財政難のためにやむを得ないというのもよくわかりませんが、昨日、田原議員も言っておられましたように、いったん休館してしまえば、開館はなかなか難しくなります。まず先に、ほかにある無駄遣いをなくすとか、博物館の運営の仕方を工夫するとか、格下げして資料館にするとか、存続させるにはいろんな方法があると思いますが、市長、いかがですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 昨日、田原議員もおっしゃっていました。市民会館も閉館したらいかかかというような意見もある中で、そういうことも考えながら鋭意努力していきたいと。議会の皆様方の御意見もいろいろありましたらじゃんじゃん言うていただいて、検討して、財政健全化に向かっていきたいと、そのように思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 福祉、あるいは教育、文化というものは、お金がもうかるからとか、もうからないからとか、そのようなもので判断するものではないと思います。もうけるための施設ではありません。その理屈でいきますと、図書館も閉めなければならないということになります。利益が上がらないわけでございますから。

博物館を資料館として残しておけば、子供たちの歴史の学習の場として、また、これまで受け継がれてきた文化や伝統の風習をこれからも未来に向けて受け継いでいく場として、意義のある場となります。市長が博物館を閉めてしまえば、子供たちの五條市の歴史を学習する場が失わ

れてしまうこととなります。

また、上野公園のプールも休業するとのことですが、二万人が七千人に減ったからといっても、二箇月の間に七千人の人がプールに来ているわけです。

市長は日ごろ、子や孫のためと言っておられますが、消防署のサイレンが子供の一人でも二人でもやかましいという人がいれば、私は考えてあげたいと言っておられた同じ市長の言葉とは、とても思えません。今、市長が子供たちの歴史の学習の場を奪ってしまうことが、市長の言われる子や孫のための行政になるのでしょうか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 消防署の建設とプールのと。プールは、今あちらこちらにもできております。その造った時代も違いますし。それよりも、財政健全化をどうするかということが一番でございます。財政健全化を捨ててそういうことの福祉というわけには、これはやはり大変難しいところでございますので、財政健全化も踏まえながら、御辛抱してもらいながらやっていきたいと、これが一番大変でございます。

夕張に近づかない、私はモットーとして頑張っておりますので、議員各位におきましても、できるだけ財政健全化につきましては御協力をお願いしたいし、御提案もいただきたい。

もちろん、福祉は大切でございます。私は十分に、重点的に考えておることを、ここで再度申し述べます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 昨年十一月にうちのの館、藤岡邸がオープンし、新町のまちなみ伝承館、まちや館、長屋門、賀名生の里歴史民俗資料館と、博物館を中心としたネットワークができ、また本年十月より五万人の森公園の指定管理者も決まるという今、なぜ今博物館を休館とするのか。

五万人の森公園をより活性化させようと思えば、隣の博物館は当然開けておくべきでございます。資料館にすれば、館長もそれから学芸員も置く必要はなく、受付の人だけでよくなり、かなりの財政改革になります。

博物館を格下げし、資料館にしても開けておくというふうを考えることはできませんか、市長。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず、先輩から受け継いだ博物館ですね、非常に重荷になっております。しかしながら、せっかく受け継いだ博物館という名称と価値的な部分、これも二年間の期間をいただいて、努力した結果、残念なときにはそういうようなことも選択肢としては考えられますが、

やはり受け継いだあの博物館、大事にはしていきたい、努力はしてみたいと、そのためには二年の休館も万やむを得ない、そして財政健全化の一端を担ってもらおうと、そのような目的がございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）博物館のことにしましては、市長は七千万円とよく言われますが、七千万円の約半分は五人の正職員の人件費であり、これは博物館を休館しても、閉館しても、なくなるわけではありません。博物館費は残りの約三千五百万円であり、休館にすれば二千万円節約できますが、休館するにしても、先ほど部長から説明いただきましたように一千四百万かかります。

将来閉館に向けての博物館であるような気が私はいたしますので、博物館のまま休館するのであれば、博物館を格下げし、資料館として残して、開けておくべきではないかなと、このように、先ほど提案せいで言われましたので、提案したいと思えます。

文化の拠点である博物館を閉めて約二千万円を節約する一方で、新町地区を今後重伝建制度導入に向けて取り組み、地区内の修景調査費として三百万円を計上しておりますが、旧前防邸を長期滞在型宿泊施設として、これも三千万円をかけて改修することとございます。何か整合性のないような話であると私は思うのですが、提案せいでということとございますので、博物館を格下げして資料館として残り、開けておくべきであると申し上げ、次の質問に移ります。

次に、女性管理職の積極的な登用についてお尋ねいたします。

この問題は、吉野さんが市長になられてから今回で三度目でございます。現在五條市には女性部長、女性課長は一人もおられません。

昨年の平成二十年三月議会で市長は「ただ、私今のところこの女性が、この男性がどれだけの能力がということ、まだわからない部分も正直あります。そして判断してやっていきたい。ただ、藤富議員のおっしゃるような方向ということは持つておりますし、そういうことも踏まえて、今後男女関係なく登用できる方、これから勉強もしていただきながら管理職になっていただくように、これは心掛けていきたい、そのように思っております。」そしてまた、一昨年の平成十九年六月議会でも市長は、「人事もまだこれからでございます。」とこのように答弁されましたが、その後行われた人事異動では、女性部長、女性課長は一人も誕生しておりません。

この三月末をもって五十八人の職員が退職されます。そのうち部長が八名、次長が二名、課長が十九名退職されることですが、何度も申し上げますが、五條市役所には有能な女性職員がたくさんおられますので、積極的に管理職に登用していただき、女性の視点を取り入れた五條市の行財政改革に取り組んでいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、私同じ提案を三度しております。三度目の質問に対して、市長の誠意ある三度目の答弁を求めます。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）藤富議員の御質問にお答えいたします。

職員の管理職への登用につきましては、男女を問わず能力のある職員、やる気のある職員を管理職として勤務していただくことを基本的に考えております。

本市の職員の年齢構成比は、五十歳以上の職員の占める割合が高いことから、男女ともに昇格は他市に比較をして遅いのが現状ですが、本年度には五十八名の職員が退職し、うち四十五名が管理職であることから、現在検討しております人事配置におきましては、議員の御意見も踏まえて進めてまいりたいと思っております。

補足いたしますが、男女を問わず能力のある方、いろいろ勉強しておる方も聞いております。月に多くの本を購入し勉強なさっている方とか、一生懸命管理職としての勉強をなさっておるということも、私は意見として聞いております。そういう方も登用していきたいと、そのように思っているわけがございます。能力主義と、やる気を持っておる方を登用していきたいと、そのようには思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）次に、財政改革についてお尋ねいたします。

公用車の管理の見直しについてお尋ねいたします。公用車の管理の見直し等については、昨年の六月議会で大和郡山市を例に挙げ、一般質問をいたしました。そのときはいろいろと「把握をしております」という答弁でございましたが、今回、公用車の管理の見直しを図ることとございますので、改めて質問をさせていただきます。

まず、管理方法についてお尋ねいたします。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）藤富議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年、一般質問の中でも藤富議員から御質問いただきましたが、そのとき市長が、我がまちに合ったということと、いろいろの間検討いたしました。平成二十一年の四月から集中管理ではなく、一部集中管理という形で管理をしていきたいと思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）次に、現在五條市の公用車は何台ありますか。

そして、そのうち見直しの対象となり、集中管理する車は何台でしょうか。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）藤富議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在の公用車の台数ですが、本庁舎で四十九台、そして消防署、消防団が七十三台、本庁舎以外で百十台、合計二百三十二台ありまして、今回廃車するとかそういうことも含めて、新規に購入することも含めまして、七台を削減いたします。そして、九台を監理管財課の方で集中管理をしていくということになっております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）九台ですか。九台というのは大変少ないように思いますが、大和郡山市の場合は本庁にある専用車等を除く四十二台が対象で、四十二台を集中管理し、維持費を半額に減らしたそうでございます。

五條市も、本庁にある車を全部集中管理するということはできないのでしょうか。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）全部の車を集中管理、そのことも検討させていただきました。郡山、橋本も集中管理をしております。

五條市というのは駐車場があらちちらに分散しているということもございまして、そんな中で、どういう方法がいいのかということで、課によりましたら毎日ほど出る課もございまして。そして、一週間に一回くらいの課もございまして。そういうようなことも精査をさせていただきます。といいますのは、道具を積んだりしたら、いちいち下ろしてまた積まんなんということもありますし、毎日出る課の車をいちいち監理管財課に借りに来て、また返しに行くということも、やはり時間の無駄ということもございまして、今回常時使う車については各課に置いておく、それでふだんそう使わない車については集中管理をしていただくと。そして、全く要らない車については廃車をしていこうという形で、今回試験的といいますか、九台を集中管理して、藤富議員がおっしゃるようにもっと減らせということもございまして、とりあえず試験的に九台を集中管理いたしました。その状況を判断しながら、今後削減に向けて取り組んでいきたいと思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）次に、稼働率及び維持管理費についてお尋ねいたします。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）稼働率の件ですが、前にもお答えさせていただいたのですが、定義が非常に難しい。実際にどうやるのかということになりまずと、公用車が例えば九時にどれだけあるか、十時になったらどれだけあるかというくらいの判断しかできない。以前にも私、お答えさせていただきましたが、そういう感じで見ると、やはり七割くらいは出払っているというのが現状でございます。稼働率という把握はしていません。

それと、年間の維持管理費も、前回把握しておりませんとお答えさせていただきましたが、今回も把握はしておりませんが、今回こういう形で集中管理をするということで、約二百万くらいの経費の削減になるのかなというふうに思っています。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）次に、車検についてお尋ねいたします。

大和郡山市は、車検については競争入札で決め、県内の自動車整備工場に年間契約で委託しておりますが、五條市は現在どのようにされておりますか。そして、今後どのようにされますか。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）車検のことで、確かに大和郡山はそういう集中管理をしておりますが、一括して競争してするのがいいのかどうかというところも、やはり我々としては考えていかなければならないと思っておりますし、現状では各課で対応していただいております。ということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）公用車については、今後集中管理する台数を更に増やしていただきたいと思います。

次に、副市長の公用車の削減についてでございますが、市長、副市長、教育長、議長、消防署の黒の五台の公用車については、既に教育長と消防署の二台の車は、廃止、売却しております。

更にもう一台、副市長の公用車についても、市長あるいは議長と兼用していただき、これも廃止、売却していただきたいと思います。市長、副市長の公用車、どうされますか。約五百億円の借金の五條市でございます。どのようにされますか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 今まで私、市長になってから思い切った財政健全化に向かってやってきました。

今現在、議長車、そして市長車、副市長車とございます。

副市長車については、なくした教育関係、消防関係、必要なときに利用しております。また議長と私と別々のところへ行くときも多々ございます。そういうことでございますので、今、市長車、議長車、副市長車、この三台はさほどぜいたくなことではないと、最低必要なことかなど。今のところは十分稼働しておりますし、内容は教育関係、消防関係、またほかの必要なときに十分利用しているものだと考えております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 車は五條市にはほかにたくさんございますので、やはり副市長の公用車に乗るのではなく、ほかの車に乗っていただき、副市長の車は廃止、売却していただきたいと思えます。

次に、副市長、教育長の給料の減額についてお尋ねいたします。

昨日、太田議員が副市長の給料の減額について、副市長に質問されておりました。私は市長に質問いたします。

市長、議員、職員の給料及び報酬については、昨年平成二十年十二月議会、十二月十五日に市長の給料三〇パーセントの減額を議員提案し、十六日に可決されました。それを受け、翌十二月十六日、市長は議員の報酬二〇パーセントの減額を提案されましたが、否決となりました。そして、今議会で、市長は再度、議員の報酬二〇パーセントの減額と議員定数を十三人に改めることを提案されております。そして、職員も地域手当三パーセントが減額される中、私は、副市長と現在空席となっており教育長の給料も、当然市長から減額の提案をされるべきだと思いますが、市長、なぜ副市長、教育長の給料の減額を提案しないのか、お尋ねいたします。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 本来、この種の給料は審議会を作ってやるべきであって、藤富議員の突然のそのような提案は、別に条例やそういう違反ではないと思いますが、ちょっと紳士協定としてはいかがなものかなと思うわけでございますね。例えば、それで市長の給料一万円でいいわと言うて議会で通ったらそのようになってしまおうというようなこともございます。私は、皆様方の給料も私と同様、二〇パーセント下げたらいいかなものかなということでございますし、皆さんが下げてなく、また、副市長、教育長の給料というのはいかがなものかなと、私は皆様方も下げれば、当然副市長の給料も、教育長の給料も考えていきたいと、そのように思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 一昨日の新聞に、御所市は市長、副市長、教育長、市職員の給与の削減を提案する見込みであると載っております。

吉野市長の給料三〇パーセントカット、これは可決いたしました。

そして、今回市長より議員の報酬を二〇パーセントカット、議員定数も現在の二十一人を十三人に減らし、職員も地域手当を三パーセントカットすると提案されております。

何度も申し上げますが、当然副市長と教育長の給料もカットし、財政改革を行うべきだと思いますが、再度市長に、副市長、教育長の給料の減額について、議員が引下げを行うまで、やはり副市長、教育長の給料も減額しないと、そのように思われるわけですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私も、皆様を引き下げたら、早速引下げの手続の方向にやっていきたいと、そのように思っておりますし、職員の三パーセントの地域手当というのは、国の定めに違反の部分もあるということですね、今まではそれでよかったのですが、引き下げざるを得ないということでございます。非常にラスパイレスの低い中で、非常にかわいそうな給料体系でございますので、今議会に出しております議員の給料も、本来ならば藤富議員の議員提案じゃなくて、審議会を作つてするというのが本来でございます。私は、そのように思っております。私だけが市民の中でほめられるのは申し訳ないと思うからこそ、皆様にも下げていただいてというようなことで、提案はさせていただいております。その結果、副市長、教育長のことも考えていきたいと、そのように思います。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 審議会と言われましたが、審議会にかけるときは、上げるときに審議会に、（議場に声あり）……どちらですか。はい、わかりました。

それでも、公約でもありますし、（議場に声あり）私はそのように理解しております。（議場に声あり）……それは市長に反対に言いたい言葉でございます。

では最後に、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

吉野さんが市長になられて、もうすぐ二年になります。吉野さんが市長になられてから、この五條市役所を職員が何と呼んでいるか御存じでしょうか。（笑声）

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）五條市役所と呼んでおると、そのように思っております。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）●●●●●五條支部、五條市役所は●●●●●五條支部と呼ばれております。

市長、あなたは答弁では、議員、職員、市民の皆様方の意見を参考にしながらやっていきたいとか、議員の皆さんと相談してとか、答弁されておりますが、実際には「議員はみんなあほや。議員になんか何にも説明せんぞええ。」と市長が言っているとはよく耳にいたします。市長は、選挙で当選し、市民の負託を受けたとよく言っておられますが、市長になったからといって何をしてもいいというわけではございません。多くの市民の声、職員の声、議員の声をよく聞き、相談しながら、いろんな事業を推し進めていかなければなりません。職員に意見を求め、市長と意見が違ったとしても、怒って怒鳴るのではなく、職員の意見をよく聞いていただきたいと思えます。職員を怒鳴り散らす市長の声、市長との外まで聞こえております。職員に対しても、自分の意見を主張し、一歩も譲りませんが、やはり歩み寄るところは歩み寄っていたかないと、物事は前に進みません。教育長もいまだ決まっております。七たびも否決されております。同じ方を八度も提案されるなど、常識ではとても考えられないことでございます。

市長は、陸上自衛隊駐屯地の誘致及び刑務所の誘致を提案し、取り組んでおられますが、果たして市民は、自衛隊も刑務所も五條市に持つてくることを望んでいるのでしょうか。大変疑問であります。

行政の使命は、市民の生命と財産を守ること、市民の安心安全を守ることでございます。消防庁舎の建設、それから上水道岡中継施設の築造工事こそ一日も早く取り組んでいただき、市民の安全安心を守っていただかなくてはならないことだと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）一つずつ言えというのですか。私の政治姿勢、これは言うておりました。財政健全化に向かってと、これを第一と言うております。第二の夕張になるなということ、現状は、間違はなく夕張に近い状況でございます。（議場に声あり）だから、たくさん言われたから、ちょっとわからないから、一つずつ言うてください。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）市長は、陸上自衛隊駐屯地の誘致及び刑務所の誘致を提案し取り組んでおられますが、市長が今されなければならないこと

は、消防庁舎の建設、それから上水道岡中継施設の築造工事、それらを一日も早く取り組んでいただくべきではないかなと、私は思っております。市民の安心安全を守っていただくために、（議場に声あり）ですから、消防庁舎の建設、それから上水道岡中継施設の築造工事こそを一日も早く取り組んでいただかなければならない事業であると思いますが、市長いかがでございますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 自衛隊については議会の方でも、（議場に声あり）……やかましい。注意してよ。怖くて話しできません。（議場に声あり）何やうって。（「もう一度」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） 市長、ちょっと申し上げます。消防庁舎の建設、それから上水道岡中継施設の築造工事こそを一日も早く取り組んでいただき、市民の安心安全を守っていただかなければならない事業であると思っておりますが、市長はどのように考えておられますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 消防署につきましては、今井地区にそういうふうには、今までの経緯は私も考えております。しかしながら、私は私なりに学校に近い、また将来ヘリコプターの離着陸も考えれば高圧線がある、通学路もあるというようなことから、丹原地区がいかかなものかというふうには、私は私なりに決めて、出させていただきました。

また先般、建設検討委員会におきましても、別に反対意見はなかったと、そのように報告を受けております。それから、またそういうことも踏まえながら前に進めていきたい、一日も早く建設をしたいと思っております。

岡につきましても、あのポンプ場の四億円、今の財政危機の中では、しばし休んでということでもございました。これも答弁いたしましたし、まだそのときの財政事情は変わっておりません。そういうことで答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生） 藤富議員。

○四番（藤富美恵子） たくさんお金が要ることでもございまして、造らなければいけないものは造らなければいけない。市民の生命と財産を守るのが行政の使命でございますから、私はやはり自衛隊の誘致、それから刑務所の誘致よりも、これらのことを先に取り組んでいただかなければならないことだと思っております。

それから、市長の政治姿勢につきましても、市長はその場その場の思いつきで、ものを言われます。昨日と今日、朝と昼では言うことが変わ

ると、これもよく耳にいたします。

岡中継施設築造工事についても、中止から中休止、そして休止と、その場その場で言うことを変え、ブレにブレまくっている吉野市長でございます。

性急すぎる幼保の統廃合についても、まず市民の皆さんに説明をし、理解を得ていれば、今回のような結果にはならなかったのではないのでしょうか。五條市は日本であり、日本は議会制民主主義の国でございます。●●ではございません。議員も、市民の皆さんから負託を受けた行政のチェック機関でございます。議員、職員の声によく耳を傾け、北朝鮮五條支部の名を返上していただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）私は、私なりに能力、精一杯頑張つて、いささかも手は抜いておりません。（「四番」の声あり）

○議長（北山和生）藤富議員。

○四番（藤富美恵子）最後に、市長は市長の給料三〇パーセントの減額について、市民の皆さんにあたかも市長自ら自発的に市長の給料三〇パーセントを減額したかのように言っておられるようですが、市長の給料三〇パーセントの減額については、議員提案をされ、可決となり、条例改正されたその結果、市長の給料が下がってしまった、そういうことでございます。市長の給料三〇パーセントの減額は、市長が提案されたのでございます。給料を下げると言いなながら、市長が下げなかったから、議員提案で可決となり、下がってしまったというのが事実でございます。市長は、市民の皆さんに説明されるときは、事実を正確に伝えていただきたいと思えます。

ちなみに市長の給料三〇パーセントの減額が可決された後、私は出会う人、出会う人に、「市長の公約は三〇パーセントではなく、五〇パーセントやで」と怒られました。ということを市長にお伝えして、私の一般質問は終わります。

○議長（北山和生）以上で四番藤富美恵子議員の質問を終わります。

次に、十六番榎塚凱一議員の質問を許します。十六番榎塚凱一議員。

〔十六番 榎塚凱一登壇〕

○十六番（榎塚凱一）おはようございます。

議長の許しを得ました。

まず、昨日の田原議員、それから先ほどの藤富議員と重なるところがあるわけでございますけれども、私も、一に市立五條文化博物館について、市立五條文化博物館の休館についてと、二番目に上野公園について、市民プールの営業休止について質問したいと思います。

昨日、市長は寺本議員の質問の中で、議員の皆さんを尊敬し、意見をよく聞いて判断したいということがあったわけでございますけれども、今日はまた後でも、大谷議員も市立博物館のことも言うわけでございますけれども、これで私と混せて四人ですね、博物館を休館にしないでくれという切実なる意見があるわけでございます。昨日の、尊敬しておるといふ御意見が虚偽でなかったら、虚偽の発言でなかったら守っていただけるものと信じて、自席から質問させていただきたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

〔十六番 榎塚凱一自席へ〕

○十六番（榎塚凱一） それでは、自席から質問させていただきます。

市長に尊敬される榎塚議員でございます。どうぞよろしく。同級生でもありますが、よく覚えておいてください。

市立五條文化博物館は、国宝、重要文化財を保管、展示できる。これは先ほどから部長も言うていますが、先人の残した文化遺産を継承するとともに、新しい文化を創造する、郷土の歴史民俗資料館である。市民の文化向上に努めると、基本の姿勢はなっておるわけでございます。基本の考えですね。しかも、安藤忠雄先生に設計を依頼し、総事業費二十三億五千万円をかけた五條の宝物でございます。関西で一と言うても、私は言い過ぎではないと思う。我々はそのように思い、大事にしてきたわけでございます。

それで、今までの入場者一一万六、三八〇人、二十年度末ですね。大勢の方が、文化の向上のために博物館に来ていただいております。それなのに、先ほどから市長は、重荷になつていふんやという発言がございました。

それで、こんな立派な博物館を先輩が建てていただいたことをどのように考えておるのか。それと、博物館とは市長、どういうものか、一遍、市長、また難しくわからんと言うかもわかりませんが、博物館とはどういうものなのか答えていただけますか、まず第一に。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 博物館とは、私は大体わかっています。皆さんに説明するほどの知識はございません。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） 多分そのくらいの……、市長は方々で「おれは御所実業の工業科、かつしやんは農業科や。」と、何か偏差値が低いような

ことを言っていますけれども、（笑声）私は決して負けていないと思います。

先ほど私が言うたように、言うたらいいんですよ。市民の文化の向上に努める。国宝とか展示できて……、それをうまくごまかすというのはね、これはおかしいんですよ。偏差値低いと言われても、仕方ありませんよ。

そしたら部長、もう最後ですけれども、部長はどのように博物館を考えていますか。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 今、榎塚議員がおっしゃったとおりだと思います。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） おっしゃったとおりで、個人でどのように思っているのか。私のとおりやなしに、答えてくださいよ、どのように考えているのか。教育部長たる者が。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 榎塚議員の質問ですけれども、私は、博物館は大変重要なものだというふうに思っております。

そういうことで、今回の休館につきましても、廃館にならないように、できるだけ再開できるようにということ、考えております。

以上でございます。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） そういうことやなしに、教育部長に、博物館とはどういう施設なのか、ものなのかと聞いておるのですよ。なぜ博物館かという、個人的な見解でよろしいがな。博物館とはどう思いますか。（議場に声あり）

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 再度、榎塚議員の質問にお答えいたします。

五條市の博物館につきましては、五條市というよりも博物館ということでございます。文化の拠点ということで、いろんな、昔からの重要なもの、大事なものを收藏し、そして皆さんに公開し、そして、今後その文化を後世に伝えていく、その拠点だというふうに思っております。

以上でございます。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） 私もそのとおりだと、さすが教育部長やなあと 생각합니다。

次に、この休館に、市長が就任されてもう二年近くになるのですけれども、突然の思いつきで休館したんやなあと、わしは思っているのですけれども、なぜ休館するというのは、いつごろから市長、そういう、文化とお金と、重さを比較して、文化しか軽いいという形で、昨日の田原議員に対する市長の答弁にも、お金がないからという話をしていました。文化よりもお金の方が高いことだと思っておりますけれども、いつごろから計画されたのか、一遍お聞きしたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） いつからというのと、私は、それは市長になる前から思っていました。多くのお金が必要と、榎市長のときにも何かそういうふうに、休館するとかいうような御意見があったように賜っております。しかし、私は市長になって、どないか方法はないかなと、係員にも、また前の館長にもいろいろとお話はさせていただきましたが、あくまでも現状と、しかし、これからいろんな、モニメントというのですか、民間にもお願いしてということ。そういうことも踏まえて、この二年間を再開する期間として頑張っていきたいということで、二年間やった結果、どうしても入場者は増えない、ますます下がっていく、この現状を踏まえて、市長、財政健全化のために、何やと、あれ置いておいてと、おしかりを受ける前に、二年間の休館ということも考えて、やったわけでございます。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） やはり私の思ったとおり、思いつきと言ったら怒るかもわからないけれども、思いつきで閉めたんやなど。市長になる前から会館の存在というのは軽く感じておったんやなど、おれが市長になったらそれだけのことくらいはしたると思つて市長になられた市長と違つて、開館を、つぶしにかかつていたから二年間努力もせんとか、私から言えばね。ほとんど人件費で赤字になっていますよ、そうですね、その辺も考えなくても、係員は教育委員会が兼務するとか、私から言えばね。ほとんど人件費で赤字になっていますよ、そうですね、その辺も考えなかつたということが、二年間休館せざるを得ないと。博物館の、一年を通じて百五十日以上開館することと、ただし、先ほどの質問の中に田野瀬部長が答えていましたけれども、やむを得ない事情つて、こんな性格好悪いですね、関西一の博物館が財政難で閉めますんやつて、県の方へ答申したのか、国の方に言うたのか知りませんが、自分の、五條市の宝物を、まだ平成七年に開館して、耐用年数、まだまだずつとあるのですせんか、そうですね。財政難つて、二十三億五千万もかけた五條の宝物を、まだ平成七年に開館して、耐用年数、まだまだずつとあるのですよ。総事業費が二十三億五千万と、私は記憶しています。そんな立派なもの、安藤忠雄先生に設計せえと言つたかつて、無理なんです。設計

だけでも一億五千万、耐震化して、阪神淡路大震災の前でしたけれども、耐震設計ができて、田原建設・間共同企業体でやられて、すごく郷土の誇りとして、田原議員に聞いたら、できるだけのことをしたということ聞いております。ただ、表にボーンと出ていませんけれども、地下の構造で、立派なものでございます。なんば財政がないと言ったかつて、そんな宝物を、もっとやっぱり値打を上げるように努力していただかないかん。値打を下げるような、一年を通じて百五十日以上開館しない場合、二年間が最終の限度とすると、同法十二条、十四条でやむを得ない理由により、金ないさかい休むと言ったのか、財政難だから休むと言ったのかわかりませんが、財政難って、経費の中で人件費の節減を図るとかいうことによって、昨日も田原議員言っていましたですけども、休館しても三千万かかるというふうな不細工なことですね、決算、予算化しても三千五、六百しか予算化されていないと思うのですけれども、また後から、そういう細かい数字的なことは大谷議員も質問されるようでございます。

私はそういう問題を、市長の努力不足やと、これははっきりと指摘しておきます。こんな二年間休館せんかって、僕はやれると。これからでも、今年四月、その財源はどこかと言われたら、幸い去年政府から、地域活性化・生活対策交付金というのを三億九千幾らいただいたと、公室長昨日答えていましたね。三億九千幾らですね。地域活性化・生活対策交付金というの。いろいろ割り振って、五千万は来年度に残すというような報告もしましたね。五千万よう使わんと残す、国が地域活性化・生活対策交付金というので四億近い金を国から頂いておって、こんなところに使わんとどうします。これ、使われへんの、そういう博物館の維持費には使われないということですか。何が地域活性化の対策……、（議場に声あり）それやったら、その金を使われなかつたら、使えるところから振り替えたらいいのでしょうか。振り替えたら……財源足らん……そんなことくらいようせんのかな。市長は民間から上がられて、そんなそろばん勘定えらいと思っちゃったけど、割とあかんのですね。御所の工業科の出身でつか。わしら農業科でも知っていますよ、ほんまに。（笑声）農業簿記ってちゃんと習って、わしつけてまつせ。何を考えとんかな。皆が民間から市長を選んだというのは、それだけのことくらい、そろばん勘定えらい、そろばん勘定も知らんと、何が市長かな。情けないわ、同級生として。よし、まあそれはそれとして置いて、次にいこう。

そしたら、市長は物知りですし、博物館が市長になる前からあんなあかんと思っていたということをおっしゃいましたね。重荷になつているとも言いましたね。そしたら言いますよ。みどり園との関係はどない思いますか。これはもう、部長には聞きませんよ。今日は、先ほどから数字的なこと、藤富議員にも田原議員にも答えていただいていたのでね。市長に聞きます。みどり園との関係は市長、どのように思っていますか。

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）檜塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、博物館の設立は、みどり園という環境衛生施設の周辺整備に伴う地域住民の理解を求めるという目的もあつたというお話は聞いたことがございます。しかし、環境衛生施設の周辺整備事業と明確に定めた資料として、集会所設置条例等はございますが、博物館の建設理由をそこに定めた記録はございません。ただやはり、こうした環境衛生施設の建設は地元住民の皆様の御理解と御支援が必要不可欠であつたものと理解しており、文化施設の存在は大きなものがあると考えている次第でございます。

今回の措置は、深刻な財政状況からの、やむを得ない措置として、閉館ではなく、一次的な休館として、より早い財政の改革を目指してまいりる所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生）檜塚議員。

○十六番（檜塚凱一）市長、大体知っているわけですね、そういうことは。みどり園と関係がある、地域の迷惑施設をですね、そういう書いたものはない。確かに書いたものではありませんよ、これは。地域の人がね、地域の人みんな頭で覚えていきますよ。北山町の人、越替の人、西久留野の人、その当時おられた議員がみんな知っていますよ。そうでしょう、みなさん。ここには山本議員おられませんけれども、一番地元の山本議員、辞められた岡本議員、榮林議員、土井議員、北宇智の、またおられませんね……、（笑声）西尾彦和議員が西久留野の自治会長をされて、本当によくいろいろと交渉もしていただいたということで、市長、一遍私の、みどり園の話聞いてくれますか。

これは平成六年に二十年間の約束で、平成六年にみどり園を開設したのですね。それで、二十年間ということは、二十六年になったら、もうあかんと言ったらどっか移転しなきゃいかんですよ。今年から、二十一年から、地域の人と話し合いをして、ここで継続をさせてくれるかどうかということを協議せないかん。私の言うところのは、みどり園と博物館の関連性というのは、今田市長がせんど苦労して、今田市長が市長になられたときから、もうごみ焼却場はしなきゃいかんのやと、これは私の課題なんだと言って、阪合部に二箇所、田殿、火打、まだ上野公園に造るうかなど。そしてまた、御山から丹原にかけて、丹原から南宇智の向こうですね、向靈安寺の方に造るうかなって。みんなけられて、もう市長、自分の地元にしよいよということ、そんなこと言うたけど、地元越替、自分の生まれ故郷、もうそないせなしやないなあということ、北山町の皆さんにお願いして、久留野、西久留野、越替、牧野の地区、北山町、全部同意をいただいて、ここに見事なみどり園を建設してくれただけです。そのときにまだ、最終不燃物、埋められるところはまだ五〇パーセント残っているのですよ、余裕を持って。こんな有り難いこと

ないですよ。隣の橋本どうですか。まだいまだにごみ焼却場ができない、遅くなって、やいやい言っていますよ。苦労していますよ。橋本の市長は。合併のときも、高野口と、町と市がするのに、ごみ焼却場がなかったから対等合併なんですよ。うちはどうですか、編入ですよ。西吉野にごみ焼却場も、皆の嫌われる、嫌われると言ったら悪いですけども、そういう迷惑施設があったら、西吉野ひよつとしたら五條市に合併してくれてなかったかもしれないよ。ところが残念ながら、西吉野にごみ焼却場がない、人ぶん処理場ない、火葬場ない、これはもう五條市に世話にならないできんという事で編入合併やと、僕は思います。だから、いかにごみ焼却場を造るというのが、市長にとつては難しいかということですよ。そのときに、北山町、西久留野町それから越替町、集会所を補償で要求した、しかし、今田市長言うてました。「それ以上のことは、かつしやん言わんのよ。」と、地域の人はね。中島に造った橋本は、中島町で七億の補償をしたんですよ。五條市、わずか三億余りの、余りにも五條市の市民のために犠牲になっていただいた、迷惑施設をしていただいたということで、今田市長、これでは申し訳ないということですよ。歴史の残る、宝物を残せる博物館を建設された。私はもう、その話に、五十数回北山町に行かれて、最後の締結をした晩に、十一時ごろ私のところに電話くれまして、何ですか市長、こんな遅々、と言ったら、どこへかけても皆寝とるけども、かつしやん起きとつたんかよと。おれ、うれしくてかなわんのよと。何うれしんでよって言うたら、今日は最終の判を北山町でいただいたんやと。お前、何しとんぞつて、私寝ていますねんって言うたら、市会議員つて気楽でいいな。本当に……そういうときに言われたら、市長、何にも腹立ちません。それは御苦労さんでしたと、ほんまに涙出るほどうれしかったですよ。うそやと思つたら、今田市長に一遍この苦労聞いたつてくださいよ。あんたもよう知つとんやから、そうでしょう。だから、私がこの話をせんことには、書いたものがないからつていうことでは、まあ済まん。ここにおる議員、ほとんど知っていますよ。三期以上の議員はみんな、みどり園に賛成してきたのです。そうですね。そうですね、土井さん。（議場に声あり）書いたものがないということは、議事録を見てもらつたらわかりますよ。厚生常任委員会にかつたこととか、ずっと記録は残っているはずですよ。だから市長、是非とも、二年間の休館を、そういう市長の重荷になっておるとか、二年間くらい休館するということは、情けない。どうぞ市長、そういう周辺の迷惑施設の迷惑をかけた皆さんの……、市長はあれを重きに置いているのやと、そんな重いと思つてへんのやと、大事に思っているんやという気持ちを持っていただいて、二年間くらい、少々一億や二億の、あつたかつて、それは文化を守るために、そんな商売と違ひますよ。博物館、どこの博物館が収支決算合っています。一遍聞いて……、奈良の博物館かつてあきませんよ、どこの博物館かつて。もうけている博物館つて、どこにあります。……やつたら知りませんよ。……の博物館やつたらうそばかり言うて、掛け軸まで売つてまんがな。これ博物館つて、……つて僕言いません、……、……行つても、……、……、市長行つてきましたやろ。博物館で両替したり、あそこ商売人の博物館

ですがな。博物館長の証明って、大うそですわな、掛け軸。十万円のがやが一万円になります。そんな館長って、・・の博物館とね、歴史は・・は古いですけども、そこまで考えて、・・かって、博物館かってね、そんなことできないからそういう、両替も作り、いろいろ商売的なこともできる範囲で考えて、運営しているんですよ。そんな、博物館でできないことありますけど、市長、もうちよつと展示物をどうするか、そういう運送的なものをどうするか、交通網をね、考えていただけのものと思っておったのですけれども、二年間一遍考えて、人件費の節約、ボランティアでもよろしいやん。NPOの皆さんにお願いして、うちの館、後で言いますけれども、五万人の森、今度は管理委託して立派に運営しようとしておる。その矢先に博物館を閉めるという、その考えがわかりませんよ、市長。民間からの市長でしょう。職員の皆さん、そういう決まった仕事は、これしてくださいよと言うたら間違いなくしてくれるけれども、発想の転換は私より落ちると思います。そんな言うたら、職員に怒られますけれどもね。発想の転換、数字的なことを書いたり、字書いたり、そういうことは、私は職員にとっても太刀打ちできません。しかし発想の転換、これが市長のいいところでね、民間から市長になられたんでしょう。皆選んだと思いますよ。そんな、金もうけ主義でやられるとはだれも思いませんよ。財政難、財政調整基金を、わし一銭も取り崩さんとして、そんな、だれに言うてません。何、自慢になります。こういうときこそ財政調整基金で、先人、先輩がずっと積んでくれてあるやつ切り崩して使うのが、こんなとき。景気悪い、百年に一回の、アメリカのまねして、日本はもう、百年に一度の不景気やから、そりや確かにこたえます。金あつてやる市長やったら、だれでもできません。金ないところをやるというのが、吉野市長のええとこやとわし思っていたのですけど、見損ないましたわ、そんな考えでは。ためるばっかりでどないしますの。何を生きがいにしますの。金ためて、持って死ねるのかいな。(笑声)・・違うかな、ほんまに。持って死ねますか。しっかり使ったらよろしいやん、ほんまに。(議場に声あり)・・に・・言うて、それで間違つとんか。(笑声)こんなもん・・やないか。あなたわしにかつて、かす議員つて言うたやん。かす議員ばかりおるさかい五條市発展せえへんつて言うつて、・・つて言われたくらい怒るな。

○議長(北山和生) 榎塚議員、もう少し冷静に。一般質問ですから、(笑声)一般演説会と違いますので、質問をしてください。

○十六番(榎塚凱一) だから、そういう形で、私も田原議員も藤富議員も、また後から言われると思うのですけれども、どうぞ博物館を、四月から閉めらんと、補正組めと言われたら賛成しますがな。経費節約して続けてもらおうように、五條の宝物を自ら格下げしてしまうような情けないこと、県とか国に頼まんようにしてくださいよ。やっぱり財政を、どつからか苦慮して、一遍閉めると言っただけでも、四月から続けてやるわと、二年くらい休んだかつてどうつてことないわと、おれ保険でもうけた金でも寄附したるわと、寄附はできんけどね、それくらいの意気込み

です。でして、くださいよ。そうやったら男前やん。違いますか。まあしやあないけど、地域活性化・生活対策交付金は、公室長らが、あれはそこに使えませんかと言っているから使えないと思うけれども、ほかに使って、デジタル化で、何か百五十台テレビを入れ替える、これもよろしい。ええことやけどね。そしてまた、公用車の軽四を入れ替えるんやと。ほんでそのとき私言うた、軽四かって私二十四年乗っています。市の軽四、知っていますよ、軽四一台、むしろ難儀して買うので、ダイハツの軽四かって今やったら価格が下がってしまっていて、ちゃんとして保険かけて乗るようにしたかって九十五万で入ります。それが、市役所は百万くらい要るんやって、簡単に計算してはいますけれどもね。もっと、なんぼ地域活性化って、車買い替えるんやって、そんな、乗れる車、二十万キロ走っていますか。そんな金あったら堂々と、車もう悪いさかい買い替えるんやとか、子供のためにテレビ百五十台買うんや、そりやテレビ入れ替えたら省エネでいいかもしれせんけれども、ブースター付けたらできるものもあるわけですよ。できませんか、ブースター付けてもあきまへんか。公室長、頭振っているけれども。

まあそういうことで、博物館を、みどり園の関連も踏まえてえらいことになりますよ、市長。最後に言うときますけれども、地域の人の迷惑施設が、もう市長の考えでやったら、次いらんよと言うたら、野原に持って行ってくれますか、自分の地域に。市長、責任持って、市長いつもですって思っていますの。私と同じ年やけど、明日の命わかりませんよ、もう七十近くなったら。そういう、市長がやられたらずっと、あんだだけで終わるん違うんや。次の市長もおるし、（議場に声あり）演説と違いますよ、だからこれから聞きます。だから、そういう形でみどり園との関連がもう考えとれへんのやったらね、野原にちゃんとしませよと約束だけしてもらったら結構ですよ、休館していただいても。私は思います。市長どうですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 御高説承りました。

昨日から博物館の件について御質問ございました。私は財政健全化のために、年間七千万も要って、収入が四十六万円くらいだということを……（議場に声あり）

○議長（北山和生） 市長、端的に答えてくださいということを、私言いましたですけれども。

○市長（吉野晴夫） ……ということで、二年間の休館ということを決めたわけでございます。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） 最後に、くだいようですけども、市長、どうしても休館するということですか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） はい。二年間は休館して、財政健全化に向かいたいと思っております。

皆様方の御意見、昨日からののは、現在の、七千万要っても休館をやめとけという御意見ですね。それは承りましたよ。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） 承りましたということは、もう休館せんと続けてやっていただけると、いいように解釈をして……、（笑声）博物館の件はこれで終わりたいと思います。

次に、上野公園について、上野公園は市長御存じのように総合公園として、また人工芝を張って、立派なサッカー場ができました。一億八千万ほどかかったらしいですけども、維持費も年に五、六百万は要るだろうと言われております。十年たったら張り替えなきゃいかんの違うかと、修繕もせなかんがと言われております。立派な芝を張った総合公園になったと思います。

清流吉野川に隣接した都市公園であり、一六・七ヘクタールの広々とした、静かで市民の憩いの場として、五條市唯一の……、よく聞いといてくださいよ、総合公園である。昭和四十八年に事業認可が得られて、先人、先輩は苦勞されております。昭和四十九年に計画決定して、平成十一年、認可の切れるまで補助金をあてにやっていたわけでございます。悲しいかな体育館の建設だけは、榎市長が、期限が切れてできなかったということございまして、総合公園に体育館がないというのは、大変私もいまだに残念に思っている次第でございます。

その中で、メインプールとして二五メートルの公認のプールが建設されたのが、ちょうど平成元年でございまして、市民が親子で泳げる、大変人気があつて、平成二十年まで延べ二十三万四千五百十三名の方が、二十三人ですよ、泳いでいただいております。去年二十一年度だけでも、七千三百三十六人泳がれている。それを廃止する考えで休園したと、僕は思っているんですけどね。というのは、プールというのは、市長、よく知っていると思うのですけれども、ポンプですね、浄化するのもポンプ、ポンプが主に浄化を働いております。ポンプ施設、浄化施設、これを基準にして。それを、一年でもかなりのさび付きがあるわけございまして、大変メンテナンスというのがかかるわけですけれども、これを、期限を、博物館みたいに二年というのやなしに、いつまで休むのかわかりませんが、財政がよくなるまでとか言うてますけれども、休んで。まず最初に、いつまで休むのか。ちよつと答えてください。

○議長（北山和生） 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則） この公園につきましては、先ほど来お話を申し上げておりますように、指定管理者に管理をお願いしようという作

業を進めております。指定管理者にお願いする時期といえますのは、二十一年、二十二、二十三年までをやっているところと比べております。その時点で、財政の改革状況と合わせながら御判断をさせていただいたらいいなと、今のところは思っております。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 檜塚議員。

○十六番（檜塚凱一） 先ほど言いましたように、この水関係は、休んだら大変なことに、この二十三年には。今年が仮に五、六百万の修繕が要るとすれば、その三倍も四倍もかかると僕は思います。

今、是非修理しなきゃいかんというのは、去年まで、私も十日ぐらい孫連れて行くのですけれども、別に外観悪くなっているところもないと思うのですが、主に水関係、浄化関係だと思うのですが、どの辺を修理せんなんのでもよく大金がかかるから中止したのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北山和生） 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

二十一年度、修理を予定しておりましたところは、幼児用プールのろ過循環配管修繕に約八百万円、それから二五メートルプールの塗装工事に約二百万円、合計一千万ほどの修理費用が要ると試算しておりました。

以上で、答弁とさせていただきます。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 檜塚議員。

○十六番（檜塚凱一） 幼児用プールのろ過、配管の場所が……、まあ、後で言いますけれども、これも地域の迷惑の関連も絡んでいまして、上野、相谷町の、露天焼きしておったごみの残灰をあそこに埋設したということによって、上野町隣接の相谷町にすごいにおいがしたわけでございまして、その残灰といいますが、露天焼きの残灰をほかのところを持って行けば二億や三億かかるということございまして、あそこへ埋めさせてくれということで、上野町と隣接の……、私のところは何も言わなかったのですけれども、上野町は土地がありまして、その代わり、きれいな公園にし、プールでも造るといふことで、上野町の、これもまた書いたものないとおっしゃいますけれども、そういう今田市長の配慮で、我々も、上野町も同意したと、記憶しております。だから今、プールの営業を休止したからどうやこうやって、上野も言いませんけれども、私のところも言いませんけれども、私の言いたいの、やっぱり小学校、中学校、プールはある。今、セキュリティの問題、保護者でも校長、管理職の許可なしに泳げないということございまして、ただ、小さい幼児を連れて、親子で行けるというのは上野公園しかないわけでございまして、

西吉野にもプールだけあると聞いておりますけれども、総合公園として、隣に遊具もあり、サッカー場もあり、公園も散歩できて、広々とした空気のいい、そんな総合公園にプールあって、泳いでばかりおるんやない。やっぱり一時間、二時間泳いだら、遊具で遊んだり、芝生の公園を歩いたり、外周を歩いたりするのが公園の大きな役目だと思うのです。その公園がこういう形でプールを閉めるということは、少し不均等というのか、片や夏暑いのにサッカー場でサッカー、これも結構ですよ。そんな、財政難やったら人工芝張ってサッカーだけ、何千人利用されるのかわりませんけれども、七千人泳ぐプールを休止して、それがちょっとおかしいのと違うかということ、市長、どのように考えていますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） おかしいとは思っておりません。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） おかしいと思っていなかったら、どない思っているのですか。おかしくありませんか。片や人工芝張って、ぜい沢なと言ったら悪いですが、サッカーね、運動場でもできるんですよ。高校のインターハイがあるから、それだけで張ったんや。片やピカピカのもね。金ない、金ないと言うて、補助金もらったからといって、こんな維持費かかりますよ。プールほどかかりませんけれどもね。片一方は金ないから閉める。おかしいと思いませんか。もう一回答えてくださいよ。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） おかしいとは思っておりません。そのときはそのときの事情があつて、なされた。時代もそれから、建設してから約二十年。全体的に多くの修理費が必要だと。その中で指定管理者に移行してきた。そういうことは考えてなかったけれども、現実、指定管理者制度で上野公園も対象になっておると。そうしたときに、全体を修理して渡すかという問題も検討いたしました。相当な金額が要ります。しかし、財政健全化の中で、二万人の利用者のおられるときと、三分の一に減った現在と、他所にもいろいろとプールもできておるし、そんなことも勘案して、財政健全化中で、当面指定管理者というような新たなことをする中で判断していきたいと、そのようなことで、何らおかしいとは思っておりません。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） おかしくないとと思うんやったら、どつか狂とると思えますわ。何かがね。アンテナ狂とるか、頭までとは言いませんけれどもね、何か狂とる。

上野公園を管理委託するのに、市で運営していても、今までプールやってきたのでしよう。管理委託して、経費節減させるために管理委託をさせて、市民サービスを怠れと言うのですか。こんなんね、市がやっとなやつかね、管理委託して、民間がやったら、プールの端でうどんでも売ろうと思ったら売れますよ。市でだつたらやれないことも、できますよ。何も、自動販売機かって据えられますよ。特定の業者だけがあそこでもうけてまんがな、そうでしょう。公園の中にジュースの一杯もない。市でやるからできないんだということらしいですけれどもね、なんで、市かって缶コーヒの機械くらい置いてもうけないのですか。人件費が要るとか、民間やったら、やらなしゃないですよ、それ。やらな、もうからないでしょう。民間委託受けたら、野球場でも広告を出せますよ。プールかって、泳ぎに来たらアイスクリームの一本でも売れますよ。それやったら入園料の七百万の赤字くらい、うどんでも、そうでしょう、七千人来てもらつて、仮に三千人の人が食べるとは思わんけど、三千人に食べてもらうとしたら、うどんは一杯三百円か四百円の口銭あるんですよ。そうでしょう。うどん代だけ、市長わかりますやろ、そんなことくらい。うどんは一キロのメリケン粉でね、二十玉とれるんです。メリケン粉が上がったからちよつとね。だから、聞きたいのは、民間委託をさせるのになんで、やめるんやつたら去年からやめたらよろしいやん、昨年から。今年民間委託させるのに、なんでプールを閉めるのか。もう一回答えてください。関連ありませんか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 去年からやりましたができませんでしたことは、議員も御存じのとおりでございます。（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） そんなこと答えれとは言っておりません。民間委託とプールがね、管理委託するんやつたら、管理委託出す前にプールを休園しとつたらよろしいんやな。それは、管理委託する業者に手間かからんと、もうけさせる方法でプールを閉鎖するんですか。答えてください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 何せ、我がまちにおきまして、初めてのことでやっております。いろいろと考えながらやっておりますので、いい御提案、また御指導いただけたら有り難いですね。参考にはさせていただきますし、よければまた、採用もしていきたいと、そのように思っております。

（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） なんぼ言うてもあきませんけれどもね、管理委託するのにプールだけ抜いて渡したら、管理委託受ける者は楽ですわ。正直

言うてね、プールはやっぱり人命にも一番、陸上も何もかも、公園では油断はできません。野球しても何してもね、管理委託して、けがでもさせ、命にでもかかわれば大変なことです。プールまで一緒に含めて管理委託受けたら、大変な神経が要ると思います。プールがなかったら楽だと。プールを受ける費用だけ引いてくれておる。七百万赤字やから、七百万引いて渡す。情けないと思います。管理委託させるのは、経費の節減だけ違いますよ。より一層の市民サービスをするというのが目的で管理委託をするのと違いますか。それやったら、もうやめときなさい。わし、みな反対するわ。そんな、金の経費だけだったらね。五万人の森も阿田峯公園も、より一層のですね、市民のサービスをするということ。管理委託をさせるんやったらよろしい。皆さんどうですか、よう聞いてくださいよ。市長、その辺どうですか。市民サービスを怠って、金だけで管理委託するんやったら、やめときなさいよ。我々賛成するはずありませんよ、皆。金だけで、金の亡者になったらあきませんよ、市長。やっぱね、先ほどから藤富議員おっしゃったように、福祉とか教育、金がなくてもせなあかん。市長ともあろう者が、吉野市長ともあろう偉い人が、金ないからようせんて、それは恥ずかしいと思いませんか。金ないさかいにおれでもやるんじやというのが、立派な市長でっせ。立派な人間でっせ。ただ金だけためて、おれはお前らと違って財政調整基金たまって、借金が少なくなったって、何が自慢できるんですか。今、五條の活性化のためにおれするんだって、何五條を活性化しました。国道二四号の改善は、市長になる前から我々がね、田野瀬代議士が副大臣になったときに陳情に行つて、約束もうて、した仕事ですよ。市長がしたのとは違いますよ。そうでしょう。覚えてますがな、わししたとか。市長がしたのは、何あるんですか。この前のね、あんなに立派なキキョウのモニュメントをくず屋に売ってしまう（笑声）せつかく寄附してくれた、あれ今作ろうと思つたら、五百万そこらでできませんよ。文化的な考え、一切ない。市長の仕事って結構ですね、そういう何がなかって。事故したら、お前が悪いんや、お前が正しいんやと言つていたら、それでもうけるというのは大したものですね。我々鳥飼い、そんないきませんよ。（笑声）暑かったら暑い、痛かったら痛い、五十年鳥飼いしておつたら、かっしやんわかるんかと、鳥痛い痛い、かいかい、寒い寒い言うとののわかりますよ。市長たるものが、市民が今何を要求しておるかを判断して、昨日言うたように、尊敬する議員の皆様の意見を尊重させていたでいて、よう……、これを、後でまた、昼から大谷議員が、私と違っていろいろと、先輩ですし、市長に問うと思います。よく判断して、プールと博物館は、休館とか休止せんとどうぞ続けてやるように、補正組むんやったら賛成してもらいます、みんなに頼んで。

よろしく頼みまして、もうなんぼ言うとしても演説になりますので、（笑声）市長、よくわしの意見でも参考にして、聞いてくれますか、ちよつとくらい。最後に言うといつて終わります。

○議長（北山和生）以上で十六番樫塚凱一議員の質問を終わります。

この際、申し上げます。

樫塚議員の発言につきましては、後日会議録を調査して、不穏当発言があった場合は善処いたします。
昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩に入る

午後一時一分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたしません。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は、めいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

二十番大谷龍雄議員の質問を許します。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきまして、一般質問の項目を申し上げておきたいと思っております。

一番、約四億円の無駄遣いになる吉野市長の消防庁舎建設案を撤回し、今井の予定地への建設について、二番、十津川村との消防事務受託の検討を五條市消防庁舎完成後にすることについて、三、指定管理者制度導入の注意点と五万人の森公園へ導入することの問題点について、四、市立五條文化博物館の休館を撤回し、資料館として展示を継続することについて、五、新し尿処理施設建設の重点について、六、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長の調査結果からみた平成十九年六月定例会での土井議員の一般質問に対する吉野市長の答弁虚偽についてでございます。

以上を申し上げまして、詳しいことは自席から質問をいたします。

〔二十番 大谷龍雄自席へ〕

○二十番（大谷龍雄）それでは順番に申し上げます。

その前に、吉野市長に一つ指摘しておきたいことがあります。吉野市長の政治姿勢として、財政健全化を中心に行っているということであるら

しいですけれども、私たち市長始め理事者と市会議員の責任の一番の基本はどこにあるのかということ、地方自治法で明らかにしておきたいと思えます。

地方自治法の第一条の二には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と、こうなっています。日本の地方自治法はね。だから、市民の皆さん方の税金を預かって、それを財源に行う以上は、まず福祉の増進、それにおこたえする、同時に、夕張みたいになれば財政管理が国の手に渡ってしまいますから、そうならないように注意していくという、この一番の基本と、また必要なことをよく整理して、やっぱり我々は行政に当たるときではないかなと。この間、ほかの議員さんからも金もうけが第一じゃないんだと言われているその趣旨は、そこにあるのではないかなというふうに私は思います。

次に、消防問題の質問に移ります。

この間、総務文教委員会での市長の説明にも、今回の議会の中においても、市長は、五條市消防庁舎整備等調査研究委員会の結論というふうの説明の前に言われておりますけれどもね、しかしその内容は、この間議員さんからも明らかにされましたように、議長、総務文教委員長、消防団長は参加しないままで行い、そして最終的な、いわゆるこの方針でいいですかという結論をはっきりとっておられなかったというふうな、その話も聞いているわけでありませうけれども、しかし、どちらにしても、消防庁舎整備等調査研究委員会の報告を吉野市長は了承したのであるならば、それ以後においては吉野市長案になるわけですね。だから私は、これから質問のたびに、吉野市長案という表現で質問をしたいと思えます。

現時点での吉野市長案をもう一度整理させてもらいます。はっきりしているのは、今井の予定地ではなしに丹原町ということですね。

その面積は約五千平米、この用地買収費が、この間聞いている範囲内ではわからないということですね。庁舎建設費用については、ヘリポートを消防庁舎の屋上に造るという時点での建設費用を明らかにしますと、約十億八千万円、内訳はヘリポート建設費用約一億二千万、そしてこの中には、現在の本町にある消防庁舎を改修して分署として残すと、そのための費用として九千万円含んでいるわけですね。そして、それ以後において、議会の追求と指摘によってヘリポートは庁舎の屋上にするという当初の案を変更して、平地にするというふうに変っておりますから、ヘリポートの平地の買収もしなければならぬ訳ですね。その面積はまだ聞いていませんけれども、しかし、ヘリの着陸、発進が、現実には、法律上も、真上から下に降りるとか、下から真上に上がるといようなことは、一次的にあってはできません、通常は斜めに降りて斜めに飛ぶというのが法律上の規定になっていますからね、面積はかなり要りますよ。私は、丹原の市長案の面積五千平米と言われていますけれども、

へリポートの面積はそれと同じくらいに、それ以上に要るのではないかというふうだね。この買収費がまた要るわけですね。例えば庁舎の用地費と同じ面積と考えても五千平米となりますけれども、この辺はまだ明らかにされておられませんから、また後で答弁していただけたらと思いますけれどもね。

そして、この吉野市長案では、本署も分署も一六八号、国道一六八号に面しているわけですね。今現時点で、京奈和道路の五條間の開通、山麓線の開通の現時点で、二四号の交通混雑と一六八号の交通混雑を一遍考えてみてください。行楽シーズンの一時期においては、二四号よりも一六八号の方が混雑しているのと違いますか。この間、私、丹原町の人に聞きましたけれどもね、一番交通混雑が激しいのは、本陣交差点から丹原町の、生子と丹原の中間くらいになりますわね。炭を作っている工場がありますけれども、あの近くまで交通渋滞になるんだと言ってますね。これは、日常ではないわけですね。行楽シーズン、二回、三回とありますからね。この、すぐに出動しなければならぬ本署と分署がすべて一六八号に面しているわけですね。これだけ条件の整っていない状況の中で建てようとしているわけですね、吉野市長案はね。そのほかいろいろ理屈を言われていますけれども、どちらにしても、この間、財政確立のために保育所、幼稚園の統廃合を持ち出し、そして議会でも反対に遭い、保護者の皆さん方の反対で一時はとどめたと。しかしまたこの予算に、お金が要るからということ、プールを閉鎖、博物館を一時休館、こういう理由で、こういうことをやろうとしているわけですね。消防庁舎の建設において、吉野市長は、これを予定地に建てれば約四億円の経費の節減になりますけれども、消防庁舎について、あなたは無駄遣いであるとは思いませんか。まず、それをひとつ答弁してください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 感じておりません。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 見解の相違だと思えますけれども、金額的に私が大体のことを明らかにさせていただきましたけれども、これね、今井町の約四億円と、そして本町にある現消防庁舎の改修費九千万円、そしてへリポート用地の買収費、これはなんぼになるか知りませんが、五千平米として、平米当たり一番最低の一万円で買ったとしても五千万要りますわね。ほんだから、本町の消防庁舎の改修九千万ですから、一億四千万、今井町の無駄遣いの四億円足したら五億四千万ほどになるわけですね。これだけの金があったら、何も消防庁舎のない西吉野に、将来的に計画的に財政を積み立て無駄遣いがないようにしていいたら、これは建設も可能ではないかと思えますわね。だから、財政健全化と言いな

がら、私の解釈では、あなたは無駄遣いを、自分のやろうとすることについて、無駄遣いがあっても進めようとしているという、この姿勢だというふうに私は判断しております。

それから、丹原町へ移す理由として、東中の皆さん方への迷惑、ヘリポートを造ろうと思えば高圧線がある、五條病院の存続にとって大事だと、いろいろ言われておりますけれども、東中の問題で言えば、この間あなた自身が実施した調査で一〇〇パーセントの生徒さん、先生には賛成が得られなくても、大半の人が騒音は問題がないという結果も出ていますし、この間私が明らかにしたように、十九年度の五條市内の小・中学校の生徒さんの救急搬送は、小学校で三件、中学校で四件、年間五件から七件、生徒さんの救急搬送があるんですよ。だから、消防庁舎が近くにあるからということで迷惑ばかりではないわけですな。生徒さんの救急搬送のときには、遠くよりも近くにあった方が、ちよつとでも早く健康の回復、命を守るわけですな。それと、東中の横へ消防署を建てたとしても、私は、消防職員の救急活動を見て、また、救急活動がないときには訓練をやるわけですから、そういう消防職員の活動を見てもらってこそ、いい勉強に思ってもらえるのではないかと思いますよ。そんなけたたましい音ばかりではないと思いますよ。一つの、生徒の皆さん方の重要な教材になるん違いますか。時々幼稚園やら保育所やら学校の皆さん方が、消防署に見学に行かれていきますわな。それも教育上必要だから、そういうことをされているわけですわな。だから、あなたの丹原町に行く理由は、私は根拠がないと。病院の存続かって、病院の横に消防庁舎を造っていいんやったら、全国にもつとそういうふうになっているはずですよ。今の病院が、問題の原因は医師の定数をこの間減らしてきて、医療費を、政府として大幅に減らしたことが原因で、五條病院始め全国的に危機に陥っているわけですわな。消防署を横に付けたからといって、今の五條病院の危機を解決できませんわな。あなたがいろいろ言われている理由は、何遍も同じ答弁をされていますけれども、どの角度から見ても根拠がないです。ヘリポートにしても、二十箇所もある緊急ヘリポートの五條市の中で、なんでその用地まで買収してヘリポートを造らなあかんのですか。一年間に二、三件だけです、ヘリポートの要請は。一年間に二、三件だけのヘリポートの要請に、用地まで消防署の横に造らなあきませんか。二十箇所もあるこの五條市で。こういうふうに考えれば、財政健全化というのは、あなたは全く本心から言うてないのではないかと。私は解釈しています。自分がやろうとすることの中に無駄遣いがあっても、気がつかないのか、気がついていてもやろうとしているのか、気がついていてやろうとしているのやったら、大分問題ですわな。気がつかないのだったら、市長には、ちよつと無理かなという感じもします、どちらにしてもね。この問題については、私の指摘だけにおきますけれども、答弁は結構です。時間が無駄ですからね。

次、いきます。

それから、十津川村との消防事務受託の問題ですけれども、これはこの間の総務文教常任委員会ですけれども、いろいろな詳しい資料を出されておりますけれども、わかりやすく言いますとね、十津川の村民の皆さん方の命も、五條市民の命も皆、命の大切さは一緒です。しかし、五條市内に建っている大塔分署の消防署の分署の責任、職員の責任は、五條市民の命と財産を守ることに比重があるわけですよ。そんな中で、五條市民の命と財産を守る、その中心となる消防庁舎本庁舎の決定がまだできていないわけですよ。今これ。この位置によっては、大分、十津川への援助も考えなければならぬということにもなってますわな。だから、私は十津川への事務受託の了承については、五條の消防署本庁舎の結論、決定が本決まりになった以後において、検討を開始すべきではないですか。

それと、その理由のもう一つは、御存じのように、今計画されております消防の広域化が奈良県内のすべての市町村の議会で決議された以後においては、国の方から施設整備費などについて国の援助金があるわけですね。だから、まだ奈良県内の消防の広域化は最終的に決まっていますんやろ。そんな中で慌てて進めたら、もらえる国の補助金ももらえないということもありますから、だから、奈良県下の消防広域化の進み具合を見、五條市の市民の皆さん方の命と財産を守る中心となる五條の消防庁舎の位置が決定されてから以後に、十津川の皆さん方の相談にも、一遍検討するということが順序であり、筋道ではないかなと思うのですけれども。そして、きつちりとした結論がでるまでは、今、五條市の周辺の自治体と総合応援協定というのを結んでいますやろ。十津川、野迫川、橋本、御所、大淀、下市、すべて五條市の周辺の自治体と結んでいますと思いますけれども、その協定で援助のし合いができるわけですから、現在でも。私は、それで援助し合うべきであると思いますけれども。同時に、合併問題では野迫川はいろんな経過がありましたし、野迫川の方から現在消防についての協力の依頼はないかもしれませんが、距離から言えば、やはり野迫川の方が十津川よりも近いですわな。だから、断られても、そんなんもともとですから、五條の消防署本庁舎が決まった以後においては、十津川とも進めるのなら、野迫川の皆さん方にも一遍声を掛けてやってはどうかかと、広域化ですからね。広域化の精神は、みんな協力し合って効果的な消防署の活動をするということですから、だから、これらのことを含めて、十津川の事務受託の結論は慌てないようにする方がいいのではないかと思いますけれども、市長、これについて答弁していただけますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 二十番大谷議員の御質問にお答えいたします。

十津川村との消防事務受託につきましては、先日、村長より口頭、また後日、文書でお願いがあつたところであります。

先日の総務文教常任委員会で報告させていただいたところであります。現在は消防本部の職員による研究委員会を立ち上げ、先日総務文教常

任委員会でもいただいた御意見、御提言も含め、十津川村との事務担当者会議で協議をしているところであると聞いております。

十津川村は現在常備消防がなく、平成二十五年四月を目途として、消防広域化の中に参入しなくてはならないこと、また、診療所の医療問題を解決しなくてはならないことから、この時期になったと聞いております。

したがって、五條市消防庁舎建設問題と同時期になるわけでございます。五條市消防庁舎建設につきましては、消防広域になっても市の財政力で建設しなくてはなりません。

以上のことで、十津川村の消防事務受託と消防庁舎建設が同時期になったわけです。

今後、十津川村の消防事務受託について、進ちよく状況の報告を随時総務文教常任委員会でもさせていただきますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） だから、結論を出すのは慌てないように、このことだけを指摘して、次に進みます。

次は、指定管理者制度導入の注意点と五万人の森公園へ導入することの問題点についてですけれども、この点につきましては、先ほどの寺本議員さんやらほかの皆さん方からいろいろ指摘され、明らかにされておりますので、私の方から言わせてもらうことは、ほぼもうないのですけれども、ただ一点だけ、指定管理者制度を導入しても、現在五條市の職員さん、臨時職員さんとしておられる方は、定年に達していない方々は、ずっと五條市のどつかの職場で仕事をしていただかなあかんわけですから、指定管理者制度の業者の皆さん方に雇い替えしてもらわないわけはないわけですから、その皆さん方の給料は引き続き出していかなあかんわけですから、そのこともよく考えて、この事業は指定管理者制度をすればいいのかどうか、よく検討が必要ではないかと思えます。

特に一つの例を挙げれば、五万人の森ですね、五万人の森の経過はいろいろありましたが、ああいう市民の皆さん方がもう既に来てくれて、歩いたり、ちよつとしたスポーツをしたり、いろんなことに使われていますから、皆さん方の期待にこたえるような、安く利用してもらえような形で事業を進めていかなければならないというふうにも私も思っております。しかし、まだこの間の事業は進んでおりませんので、初めてですからね。一遍に五百万の契約金を払って指定管理者にするというのも一つの方法ですけども、当面は五條市の職員の皆さん方も、不景気やら、収入減やら、いろんなことで職員さんの仕事も少なくなっているわけですから、職員さんも仕事をしようと思っても仕事がないという状況も一部の職場にはあるわけですからね。だから、無理に五百万の契約金を出して指定管理者にせんでも、五條市の適当な職員さんにあそこを管

理してもらって、そして料金はこちらの設定で、できるだけ安い料金で設定して、市民の皆さん方、市外の皆さん方に使用してもらおう。また、販売場は民間の皆さん方と契約して、果物なり野菜なり、その他の販売をしてもらって、その場所代はできるだけ安く頂くという、こういうふうになれば、初めから五百万の契約金を出して指定管理者制度にしなくてもスタートはできるわけですからね。だからその辺は、今もう指定管理者募集に入っていますけれども、この五條市の重要な時期ですから、遅れたなという感じはしますけれども、私としては、このことを申し上げておかなければならないように思っています。質問に挙げさせてもらいましたけれども、市長、副市長、ひとつ答弁してくださいませるか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 五万人の森へ導入することへの問題点についてお答えいたします。

平成十五年九月に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理方法が、管理委託制度から指定管理者制度に移行されることになりました。五條市においても、平成十九年十二月、議会の議決をいただき、指定管理者制度導入に係る条例及び施行規則を定めたところであります。

議員御指摘の指定管理者の管理料金とかいふことについては、経費の削減はもちろん、人件費の削減も含めて詳細に算出し、提示させていただきます。いただいております。

また、五万人の森については、指定管理者に運営させるより直営で運営する方がよいのではという御質問であります。指定管理者の意義、利点は、民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うことが可能であり、また利用時間の延長など、施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性、また管理運営経費の削減による負担の軽減、人件費や職員定数、事務処理等が図られると考えておりますので御理解いただきたいと思っております。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） もう一度指摘しておきますと、現在給料を払って職員として、職員になってもらっている人をあそこに配置するのは、給料を新たに出す必要はないわけです。現在、給料を払って、職員として雇用している人をあそこへ管理者として行ってもらうのは、金は新たに要りません。しかし、指定管理者制度にしようと思ったら、最低五百万円の契約金を今予算に上げていますよね。これは、新たに要るわけですから、その辺のスタートで、もうスタートの時点から、現在、職場全体を見渡して、ここの職場やったらある程度余裕があるからこの職場からだれか行ってもらおうとなれば、新たな給料は要りませんよ。指定管理者制度は、まず五百万円を渡さないかんわけです。その後、お客さんが来てくれるかどうか、これは民間の皆さん方のやり方や、いろいろ関係してくると思えますけれどもね。大きな、上野公園やら阿田峯公園の

ような複雑な事業ではない、簡単な事業ですからね。これは、私は、当初スタートでは、職員さん直営の管理にした方がよかったかなというふうに判断しております。

そのことだけ申し上げて、次に進みますよ。

四番、市立五條文化博物館の休館を撤回して、資料館として展示を継続することについてでございます。

このことにつきまして、まず最初に先ほどの檜塚議員その他の皆さん方から、博物館の重要性についてはどういうふうに理解しているのかというふうに質問を出されまして、市長はわかりませんが、部長はそれなりに答えられておりますけれども、博物館の法律ではどういうふうに責任付けられているかということをおきたいと思います。

博物館法第一条、「この法律は、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」、第二条、「この法律において博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と、こうなっているわけです。

だから、大事な、市民の皆さん方の教材、市外の皆さん方の教材にしたいだけ、大事な事業をしているということですね。

博物館休館の理由として、経費がかかりすぎるということを言われていますね。市長においては、経費は七千万要っているんやと、収入がそのうち……七十万と言いましたたかな、そない言っていますね。そしたら、ほんまにそうなつとんかということを私は確かめるために、平成十九年度の決算書を見たのですね。そしたら、平成十九年度の決算の中で、経費の最高額は三千四百八十万ですわ。もう端数は切り捨てますけれども、三千四百八十万、決算書に三千四百八十万しか経費が出ていないのに、あなたはなぜ七千万要っているという答弁されたのか、その根拠をまず最初、答弁してください。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そこに人件費は加味しておりませんので、人件費を入れると七千万を超えるだろうということでございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） ここに人件費という名目はありませんけれども、賃金はあるのですね。賃金は、約五百六十万払われています。館長一人、

嘱託職員、学芸員一人、そして人夫一人、この皆さん方の賃金五百六十万円が挙がっているわけです。しかし、同じ博物館の中の職場に、この人ら以外の正職員さんも、教育委員会の職員さんも四人一緒になって仕事をされているわけですね。職場は一緒ですけども、館長一名、学芸員さん一人、人夫さん一人、三名プラス四名の職員さんすべてが博物館に関する仕事をされているわけですね。ただ、関連する仕事もあるから、同じ職場に教育委員会の四名の方、現在ではその中から一名館長をされているわけですけどもね。全くすべて博物館の仕事で、これだけの職員さんを置いてはいるわけではないわけですね。教育委員会独自の仕事もされているわけですね。だから、吉野市長は市議会の答弁の中で七千万、一部市民の皆さん方にも七千万要っているというふうに言われているらしいですけどもね、これは決算内容から言えば、私は無責任な報告だと思えます。だから、なんでこの教育委員会の正職員の四名分がこの中に入っていないか言うたら、すべて博物館として雇用しているのじゃなしに、仕事の内容も博物館の仕事ばかりしてくれていないからではないですか。だから、七千万というふうに答弁するんやったら、博物館直接の仕事をしている皆さん方には五百六十万、関連の仕事をしておつても別に払っている人らにはなんぼと、もつと正確に答弁せなあかんの違いますかね。こんなもん開きが、三千五百万もあるわけですよ、これ。十九年度の決算の博物館の経費、七千五百万から三千四百万引いたら三千六百万多いのですよ、市長の言うている金額は。余りにも不正確違いますか。十万や百万くらいの誤差やったらね、（議場に声あり）その辺、あなたの言うような七千万って、これ正しいかどうか、ちよつともう一遍答えてください。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 大谷議員さんの御質問でございますが、十九年度の決算でございます。人件費につきましては三千三百四十五万七千六百四十六円、これは職員五名分でございます。それから、館費総支出額、これは先ほど臨時職員の五百六十万も含んでおりまして、三千四百八十八万一千三百八十七円でございます。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） それでは部長にお聞きしますけれども、館長一名、学芸員一名、人夫さん一名プラス四名の教育委員会の職員さんは、すべて博物館に係る仕事をもらっているんですか。それとも、教育委員会独自の仕事も含めてもらっているのか、その辺部長、答えてくれますか。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 大谷議員さんの質問でございますが、先ほど申しました五名の職員につきましては、博物館の職員も兼ねておりますけれども、文化財課の職員でございます。

以上でございます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 市長、今の部長の答弁聞かれましたか。関連はしておっても、博物館の仕事を一〇〇パーセントこの七名の皆さん方にしてもらっているのと違いますね。教育委員会としてせんなん仕事も含まれておるわけです。だから、七千万も要するということは、この答弁は不正確なんです。

次にいきますよ。

そして、経費がかかるから休館やと言われていきますからね、その次に、経費がものすごく大きなものは何かと言いますと、委託料一千四百万も挙がっているのです。この委託料一千四百万の内訳を主なものだけ申し上げますと、特別展示会をやるときは、他の資料館や博物館から重要な文化財を借りてきて展示するわけです。そういう重要な展示物を借りてくるときは、運送費、保険、その他がものすごく高いのです。一千四百万の中で一千万くらいそれに使っているのですよ。あと四百万の警備委託料やら二十万の何がしとありますけれども、ほぼ一千万は特別展示に係る運送委託料、保険料です。

もう一つ、経費の主なもの申し上げますよ。需用費、これも一千三百六十七万円使っています。この内訳は、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費とかいろいろありますけれども、この中で一番大きいのは収蔵庫の費用ですね。摂氏二十度に保たなきゃいけませんから、収蔵庫の光熱費がたかさんあるわけですけれども、こういう風に、今、私みたいな素人でも、短時間の間に調べたら、七千万もかかっているという内訳の得たためさ、どの経費を抑えれば休館せんでもいいかということ、大体明らかになるわけです。

例えば、休館せんでもええ方法、私の方から申し上げます。まず、博物館をなくさなくても、私は資料館として続けよと言っていますけれども、博物館として残しても、特別展示会をしなかつたら一千万円省かれますよ。一千万円経費が浮いてきますよ、これ、はっきり言うて。そして、需用費の中でも、やはりもう少し、特別展示会をやめたら浮いてくる経費があるのではないかと思います。これが、資料館に下げた場合どうなるのかと言えば、余り変わらないのです。資料館に下げて、特別展示をやめて、今の展示だけしておいたらどうなるかと言っても、余り変わらないのですね。そしたら、休館にせんでも、博物館のままでも、特別展示会をやめれば一千万円も要らなくなるのやったら、大きな経費

の削減やから、続けられないことないですやろ。資料館にしてもほぼ同じやったら、博物館のままでも続けたらいいん違いまっか。皆さん方、本職ばかり集まってこの間どれだけ研究してきたのか知りませんけれど、この間の総務文教委員会で、この私が申し上げた、経費の削減ができる見通し、説明がありましたか。何もありませんよ。そやから、先ほどからほかの市会議員さんも、余りにも検討は浅いし幅も狭いやないかという指摘をされているわけですよ。

そして、休館にしても、人件費がほぼ同じに要するという答弁ありましたわな。それはそうです。館長、学芸員、人夫さん以外の正職員はね、まだ定年にも達していないから、博物館で働いてもらおうが、ほかの場所で働いてもらっても給料は出さなかんわけです。博物館を休館したからといって、人件費はほとんど削減できませんやろ。皆さん方の答弁でも既に明らかになっているように。私は、人夫さんの中で、もう定年に達している方で辞めてもらっても家計の方には余り差し支えのない人やったら、こんな事情やから辞めてもらうという方向で進めらなあかんの違うかなと思いますわ。しかし、学芸員さんにしても、まだまだ若い方だと思えますわな。六十歳になつていない人とか、勸奨退職制度の年齢に達していない人を強制的に解雇はできませんわな。当たり前のことですよ。だから、休館してもこれだけの人件費が要るのだったら、開けて、一人でも入ってもらえるようにしたらどうですか。一遍入ったらあかんつて、門を閉めたら、もうずっと、五條は博物館の門を閉めたと広がって、一年後か二年後か知りませんが、開けても、そう簡単に入ってくれませんよ。

そして、総務文教常任委員会でもらったこの入館者数、これを見てみますと、二十年度でお金をいただいて入ってもらった人が一千六百六十二名いるのです。ところが、お金をもらわないで入ってもらった人がその倍の二千四百人もおるんですよ。お金だけで判断しておったらいかに誤りかということ、この数でわかるん違いますか。無料で入ってもらった人が、倍の約二千五百人いるんですよ。それだけ勉強しようと思つて、ここに来てはるわけですよ。だから、博物館として休館せずにも、資料館として続けても、余り経費が変わらないのだったら、入ってもらう人は入ってもらえるように、門を開けといたらどうですか、これ。そしたら、ちよつとでも収入上がりますよ。そして、今まで無料で入ってもらっていた二千五百人の人に事情を訴えて、例え三分の一でもいただいたらどうですか。これはわかってくれますわ、これだったら。そしたら、今まで四十何万円か知りませんが、例え三十万に下がったかって、閉めてゼロになるよりも、吉野市長、収入あるん違いまっか。特別展示さえしなかつたら、そんなに職員さんかって忙しいことありませんよ。特別展示をした方がいいけれども、今の財政から考えたら、今預かっている文化財だけの展示だけでも続けて、入りたいという方は入ってもらった方がいいん違いまっか。だから、博物館、この一つだけで捕らえても、こういう方法があるということです。

そして、館の門を閉めらんと開けといた方がいいという理由には、もう一つあります。それは、五万人の森に多く、健康対策が目的であれ、いろんな目的であれ、大勢来てもらおうと思ったら、博物館も開いとつてこそ、来てもらう人は増えるのと違いますか。この証拠に、先ほど申し上げたように、無料で来た人が二千五百人もおるんですよ。そんなね、もう少し皆さん、こんな重要なことをもつと深く検討して、幅広く検討せなあかんの違いまつか。

それと、門を閉めたらいかんという理由のもう一つは、それは檜塚議員が言われたように、あんな重要なみどり園を建設する上においての、地元との皆さん方の話合いの中で、条件の一つになっていたということです。だから、この間のいろんな経過をみても、将来の五万人の森を大勢の方に利用してもらおうというこの点からみても、博物館としても続けられるし、資料館に落としても続けられるわけです。

前任の博物館長さんに私電話して聞きましたけれども、博物館から資料館に落としても、また後で資料館から博物館に上げるにしても、そんな難しいことはありませんって言うてましたよ。

閉めないで続けるべきだという私の理由は、今申し上げたとおりですけれども、市長、答弁してくれますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問に答えさせていただきます。

いろいろ長年にわたって、ずっと赤字計上してまいりましたですね。それから、七千万というのは、おおむね当たらずとも遠からず。人件費も含んでおります。学芸員もあそこしております。また、博物館から資料館にしても余り経費は変わらないと、ただ特別展示の一千万とか、そういう無駄だという御指摘でございましたが、やはりあれば、そういう特別展示会も必要ということは聞いております。ただ、おおむね七千万も要った中で、収入が四十六万円というのはいかなものかなというのが私の判断でございます。数千万円削減できるだけで、ほかの福祉や、いろんな方に回してみたい。二年間だけ休館をいたしまして、次、開館するときにはそのような経費を削減しなくてもいいように、ある程度収支は合わなくても、それに近づくような形でやっていきたい。

ただの人が多いやないかということですが、お年寄りの方は無料にしております。また、入って行きかけて入場料払わんなんと言うたら、そんなんやったらいらんわという方もおられます。五條市民の方で果たしてどれだけ行かれたか、議員の皆さんも何十回行かれたかという、それはやはり何十回も行くべきものじゃない。その中で、二年間くらいは関連経費七千万ということも考えてみたいと、財政健全化のうちでは、私は当然だと判断いたしましたして、二年間休館をもって、次の開館に向かって頑張っていきたいと、そのように思う所存でございます。

(「二十番」の声あり)

○議長(北山和生) 大谷議員。

○二十番(大谷龍雄) 五條市の政治のかじ取りをする場合においては、やっぱりこの事業とこの事業の関連性、関連性をよく見ておかないことは失敗するんじゃないですか。上野公園を指定管理者にしようという時期にプールを閉鎖、五万人の森に大勢来てもらおうということで指定管理者制度にしようとするときに博物館休館、もつと一つ一つ別々に見るのやなしに、関係することは関連で見ていかんことには、民間の事業でも、市役所のかじ取りでも失敗するんじゃないですか。

無料でも来てもらっている人には有料にはできないって、門を閉めて見られないようにするよりも、ちよつとでもお金払っても見たいという人を入れてもらうようにする方が、皆さんの期待におこたえする道違いですか。門閉めたら、今まで無料だったけれども、ちよつとでも金を出してでも見たいという人は、見られませんよ、門閉めたら。入られませんか。そんな、二年間休館して、どんな対策をねじられるのかしりませんけれども、その後また博物館として開館して、そう市長の期待どおりの入館者というのは望めませんわ。これだけ深刻な不況に陥っているわけですからね。そしたらやっぱり、人件費は、休館したかってほとんど減らせないとすることははっきりしたわけです、人件費は。あなたは人件費を含んでいるから七千万と言うけれども、こんな、休館したら人件費減らせるかって、減らされないんです。強制的に解雇はできないんです。減らせないから、博物館のあの中で引き続きまだ今の職員さんとはほぼ同じ人数の人に仕事をしてもらうことになるんですよ。あの博物館の仕事場で、今と同じ人数の人が仕事をしてもらうんやったら、特別展示まではそらね、した方がいいけれども、せんと、今の展示物だけでも見てもらうように門を開けといたらどうですか。門を開けるにおいて、そんなにお金は要りませんよ。預かっているやつは、空調設備で維持しなければあきませんからね。空調代は今とほとんど変わらないですね。門を開けたからといって、新たに受付の人を雇うって、そんなことまでする必要はあきません。休館しても今の七名か八名でやっていくのだったら、そのうちの一人に担当してもらったらいんです。休館して、特別展示もなくして、展示もなくしたのに、職員さんだけ今までの人数どおり配置せないかんのですよ。この人らの仕事、今までどおりありまんのか、これ。減っていくの間違いいですよ、こんな、休館したら。休館して、展示も市民に見てもらえないのだったら、今の七名から八名の職員さん、このまま博物館の職場で仕事するって、どんな仕事があるんや。教育委員会の関係の仕事はあります。博物館の直接の仕事はなくなるんですよ、閉めるんだから。保存に係る仕事はなんぼかありますよ、掃除もせなあきませんやろ、警備もある程度はせなあきませんやろ。そういうふうに考えたら、閉めらんでも、ちよつとでも入ってもらおう入り口を開けといたらどうですか。経費は、開け

でも閉めても一緒です。

答弁は一緒やろけれども、もう一度、部長、市長の答弁はもう一緒ですから、部長一遍ね、最後答弁しておいてください。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） 教育委員会といたしましては、政策的な問題についてちょっと発言を控えたいと思いますので。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） この件につきましては私が勉強させてもらった資料すべて出した中でね、休館にしても人件費は変わらない。空調設備の維持費は変わらない、それやったら開けといて、ちよつとでも入ってもらえれば、それだけ利益が上がるわけですからね。経費がかかるからといって休館するのに、開けといたら一人でも入ってもらえるという、この入り口を閉めて、収入を一〇〇パーセントなくしてしまうという今のやり方ですわ、皆さんの今の考え方はね。それはとてもやないけど、あの大事な財産を守って市民に生かしてもらおうというやり方ではないということをはつきり申し上げまして、次に移ります。

○議長（北山和生） 大谷議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間はあと三十分でございますので、大事に使ってください。

○二十番（大谷龍雄） 確実に終わります。

それでは、し尿処理場ですけれども、もう皆さん方も御存じのように耐用年数三十年の施設で、耐用年数三十年以上経過してしまったというところがございますので、やっぱり金がかかっても周辺の皆さん方に、においや騒音、その他で迷惑をかけたためにも、お金がかかっても改築は仕方がないのではないかとというふうに思います。しかし、やはり大塔の処理をプラスするだけでも周辺の皆さん方の同意をもらわなければならないという経過からもわかりますように、同じ場所で新たな施設を改修する場合においても、周辺の皆さん方の同意なしではできないわけですから、皆さん方の同意をもらえざるやうでいこうと思えば、やはり規模は大きくなったんでは、大塔の例から言えば、もらえないということになってきますから、今以上の規模に、大きな規模にならないように、かつ、周辺の皆さん方に迷惑をかけない、におい、音、その他の公害のないもの、そして安い経費で造れるものというところに重点を置いてやっていかなければならないというふうに思います。

ところが、現在吉野町が共同参加していますけれども、この間の吉野町の町長や議員さんのいろんな意見を耳にしますと、五條市と一緒にや

るよりもっと安い方法があるのではないかということも、町会議員の方から出ているということもあります。だから、この新しい施設に改築する場合は、吉野町の理事者の意見と議員の意見をひっくりかえした確実な意見を聞かせてもらって、そして、契約は現在一年ごとでしたかな。契約期間を一遍一緒にやろうということで契約した場合は、最低五年以上の契約期間にしておくことが必要ではないかなと。一年ごとに加わる、一年たったから引く、また一年たったからまた加えると、こんなことをしておいたのでは、この新しい改築をするときの規模の基準というものは定まりませんからね、その辺、吉野町以外の自治体の処理を受けるといえるのは、これはやめて、それぞれの皆さん方の責任でやってもらえるようにして、今加わっている吉野町の意見だけは、理事者、議員含めた確実な意見ももらって計画に当たるべきではないかなと思うのですけれども、答弁を、市長及び部長、していただけますか。

○議長（北山和生） 林部長。

○生活産業部長（林 正信） ただいまの大谷議員の一般質問、五、新し尿処理施設建設の重点についてお答えをさせていただきます。

五條市衛生センターは、昭和五十三年二月の稼働以来、三十年以上が経過しております。そのため老朽化が進んでおり、一般的にし尿処理施設等の耐用年数は二十年から二十五年といわれておりますが、同施設では、設備機器等のこまめな点検整備や定期的なオーバーホール等により、現在のところ事故なく、し尿処理を行っておりますが、一日も早い建設が必要であると考えております。

そのため、新しい施設の建設につきましては、現在の敷地内に同規模程度の処理施設の建設が望ましいと考えておるところでございます。

平成二十一年度におきまして、近代的で悪臭、騒音のない、環境に優しい施設を建設するために、その基礎となる基本構想を策定し、順次進めてまいりたいと考えております。

そしてまた、ただいま議員の御指摘がありました吉野町のし尿の取扱いにつきましても、建設計画を立てる上に当たって、吉野町と十分協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） はい、それでは答弁どおり頑張っていたいただきたいと思えます。

最後に移ります。

市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長の調査結果からみた平成十九年六月定例会での土井議員の一般質問に対

する吉野市長の答弁虚偽についてですけれども、このときの土井議員の質問に対して吉野市長はどう答弁しているのかということを議事録で明らかにしておきます。

「最後に申しおりました、榎市長の退任について、私がどのような工作をしたかというようなことでございましたが、榎市長は公にも病気で退任なさるということでございました。私は、このたびの選挙、無投票じゃなく、選挙戦をもって皆様から信任を得たと、そのように思っております。選挙の運動というところにつきましては、いろんな方に、そら個々お願いすると思いますが、土井議員のおっしゃるようなことは一切ございません。甚だ迷惑でございます。土井議員、その方はまた、どういう方であるかということもちょっと教えていただきたいですね。」このように答弁しているのですね。この答弁が虚偽ではないかということで、百条委員会を設置して調査を行ったわけですね。その調査結果を明らかにしておきますよ。

その一つは、「平成十八年九月以降、田川●●氏と吉野晴夫氏は霊安寺町のコーヒーハウスで計五回ほど会っていますが、二回目ぐらいに会ったとき、どちらから言い出したのか結論付けは困難ですが、榎市長を中途退任させることを合意し、それに関する二千万を吉野晴夫氏がまわりすることで、合意していたと結論付けられます。しかし、二千万の動きにつきましては、後日吉野晴夫氏が田川●●氏に二千万のお金はなかったことにしてほしい、弁護士と相談した結果、田川氏を訴えると伝え、飯田●●氏ほか二名にそのことを伝えた事実からすれば、吉野晴夫氏の二千万が田川●●氏に渡ったと結論付けられませんが、しかし、結果として榎市長は中途退任しております。吉野晴夫氏の二千万が最後まで動かなかったかどうかは調査の範囲ではわかりません。」というのが、榎市長中途退任に対する金銭問題の調査結果です。

もう一つ、ダイオキシン問題の調査結果を申し上げますと、「平成十九年四月二十二日執行の五條市長選挙前において、榎市長が辞めない場合、ダイオキシン問題で榎市長を責めると、吉野晴夫氏から田川●●氏に話を出したと結論付けられます。榎市長が中途退任したとダイオキシンの関係については、平成十九年五月十四日の柏荘での会食の中で、榎前市長がダイオキシン問題で吉野の話や、それやったらもう引こうかという気持ちになったと榎前市長が表明したことを同席していた田川●●氏と西口●●氏が証言していますが、前榎市長自身は市長の中途退任は体の機能がもう果たさなくなったからです。しかし、この間いろいろありましたことが、体を悪くしたことは間違いないと申し上げています。と証言しています。だからダイオキシン問題が市長中途退任の直接の原因と結論付けることは難しいですが、関係があったと結論付けられます。」このように、調査委員会の結論はこうなっているのですけれども、この調査委員会の結論からいいますと、土井議員の質問に対する先ほど読み上げました吉野市長の答弁は虚偽であったと、虚偽答弁であったと私は判断しておりますけれども、吉野市長はどのように判断し

ていますか。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 現在、そのようなことで検察庁に告発されております。元暴力団と土井議員がそのようなことを発言したと、私は思っております。

また検察庁に告発されていることを今この議会で再度述べられるということは、いかがなものかなと、私は思いますし、ダイオキシンのについても、榎市長が市長になられたときには、既に閉鎖をしておりました。ダイオキシンがあったとしても、榎氏の責任ではない。それを脅しの道具に使ったというのは、私は甚だおかしことだなど思っておりますが、ともかく、検察庁に告発されておりますので、そのような中でこのような議会で話をするのはいかがかなと、私は思います。（「二十番」の声あり）

○議長（北山和生） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 私の質問をよく聞かれませんよ。

検察庁に告発とした内容で、私、言うのと違います。検察庁に告発したことは、調査委員会の中においてあなたが虚偽の発言がなかったかということ、虚偽の発言があったということから告発したんですよ。今私が言うているのは、土井さんの質問に対する答弁は虚偽でなかったかと言うことです。検察庁に告発しているのと全然違うんです、あなた。検察庁には、土井さんの質問に対する答弁が虚偽であったかどうか告発しなかったけれども、法律に基づいたらそのことの告発はできなかったのです。調査委員会の中のあなたの証言が、虚偽かどうかはできるから、その内容であれば告発したのです。土井議員の一般質問に対する答弁が虚偽であるかどうかは、それは告発の本身になっていないのですよ。だから私は、このことを吉野市長にたださないことには、この百条調査委員会の締めをしないことになりませんか。だから、今日挙げているのですよ。そういうことです。検察庁に告発したのは、調査委員会の中のあなたの虚偽証言があったかどうかで告発したんです。一般質問に対するあなたの答弁が虚偽やったのかどうかでは、告発していいのですね。まだ私の質問は、続いていますよ。

あなたが一番の親友であった北川さんという人が、法律に基づいて調査委員会に出してくれた資料があります。その資料ではないっていかということも明らかにしておきますけれども、まず、金銭問題では、北川メモにはこうなっています。平成十九年一月二十二日、二十一日一時ごろ、私の家に：北川氏の家ですね、北川氏の家に吉野晴夫氏から電話があり、一月に選挙や言うてたけど、榎に裏切られた。辞めん言うもんね。この前喫茶店で会った男、あれはお前もよく知っている田川のターボウや。この前、榎の首とつてくると言うので、おれ二千万ま

わりした。おれというのは、あなたのことですわな。おれ二千万まわりののに、二、三日前にへらへら笑いもっておれのところへ来て、ハーチャン、榎まだいくちゅうとんねんぬかしやがって、このハーチャンなめたらどねんなるか思い知らせたんねん。告訴するさかい、お前、北川さんのことですね、北川ちゃんとしてくれ。詐欺やと息巻くので、北川氏は詐欺にはならん、むしろ表に出たらお前、吉野さんが公職選挙法違反になるで、金用意したというが、何のための金や。もし市長が辞めるためのせん別か、辞めさせる工作のせん別か知らんが、どちらにせよ公職選挙法でやられるでと、北川さんは言い返したというふうになっています。

あなたはこの調査委員会の中で、どのように証言しているかというふうに言いますと、平成十九年一月ごろ私は、あなたですよ、吉野晴夫氏ですよ、田川●●氏と呼ばれて霊安寺町のコーヒーハウスでお会いしました。そのとき榎氏中途退任について話を持ち掛けられました。そのときは、それ相応のことをしてあげてくれということでした。私に何らかの金を出させて榎市長を中途退任、そして寺本議長を市長選挙に出さないうようにするということを田川●●氏が私に言いました。こういうふう証言しているわけですね。

そして、飯田証人はまきの苑三期工事の完成間近なころ、現市長の吉野氏が現れました。開口一番吉野氏が、たあちゃん、悪いけど、たあばう訴えさせてもらうでと、吉野晴夫氏から言われました。また、吉野晴夫氏は榎を辞めさせるというから、おれ、金まで用意した。一週間たつたらへらへら笑いもって来て、もうちよつと頑張るというんじや、しゃあないわと、このように飯田証人は証言したのですね。(議場に声あり)
(…だから、これは調査委員会の公表ですからね。(議場に声あり)市民の皆さん方の、公表したビラに基づいてやつとるのでですよ。(議場に声あり))

○議長(北山和生) 静粛にお願いします。ちよつと待ってください。大谷議員どうぞ。

○二十番(大谷龍雄) 私が申し上げたのは、市民の皆さん方に議会広報として公開した、これに基づいてやっていますんやで。市民に公表していない資料で言うてませんよ。(議場に声あり)

○議長(北山和生) 佐久間議員に申し上げます。発言は議長の許可を得てしていただきますようにお願いします。(議場に声あり)
大谷議員、続けてください。皆さん静粛にお願いします。

○二十番(大谷龍雄) こういう吉野晴夫氏自身が調査委員会の中の発言、関係者の発言から言えば、皆さん方のいろいろな解釈はあっても、私は、吉野晴夫氏自身が調査委員会の中で、いったんは認めているわけですからね。先ほどからいろんなことを言われていますけれども、調査委員会の中のあなたの発言と違うようなことをここで言うとしたのでは、ますますあなたの信頼がなくなるわけです。百条調査委員会と言うた

ことくらい認められないけません。

金銭についてはこういうことでしたけれども、ダイオキシンのことではどういう結論を出したか、言うときますよ。

先ほど言いましたわね。で、そのことについても、もう当時はダイオキシンの問題は関係ないと、焼却炉はもうなくなつたんやと言われていきますけれどもね。しかし、あなたの親友の北川さんに話したその内容では、平成十九年二月十四日、二十一時三十分ごろ、吉野氏より電話があり、やっぱりダイオキシンのことで榎を追い込む。本人は任期まで行くつもりらしいが、そうされるとおれには時間がない。男の意地や、力貸してくれと吉野氏が懇願したので、ダイオキシンの検査、大宇陀に出すのか、費用お前出すのかとただしたところ、いや金は使わん、ピラ五條じゆう配るねん。西崎にピラ作らすので金はかからん。場合によつたら新聞折り込みするので、それくらいはしれていると言つたというふうに北川メモにはあります。だから、ダイオキシン問題についても、あなたの親友から法律に基づいて出された調査委員会の資料にはこうなっているわけです。だからあなたがどう答弁されようが、土井議員の質問に対する答弁は虚偽であつたと、私は判断しております。

最後、もう一度、市長答弁してくださいませか。

○議長（北山和生） 吉野市長。端的にお願いします。

○市長（吉野晴夫） 何回も申しますように、榎塚さんが百条委員長としてやられた結果、西尾議長さんの名で私は検察庁に告発されました。それ以上、今ここで、そういう内容を踏まえてのことだと思っておりますので、検察庁の御判断を仰ぎたいと、そのように思っております。

○議長（北山和生） よろしいですか。

以上で二十番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

休憩のため、二時三十分まで休憩いたします。

午後二時二十二分休憩に入る

午後二時三十四分再開

○議長（北山和生） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（北山和生） 日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 報第一号 平成二十一年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（北山和生） 報告を求めます。海老原土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 海老原 保登壇〕

○土地開発公社事務局長（海老原 保） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第一号 土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について御説明申し上げます。まず、一ページをお開きくださいませ。

〔一〕の一般用地取得造成事業計画につきましては、新規事業はございません。

続きまして、〔二〕でございます。継続事業につきましては、今井島台工業団地の計画事業費九十二万三千元でございます。これは、借入金の支払利息と管理経費でございます。

次に、二ページの公共用地取得事業計画でございます。

〔一〕の新規事業といたしまして、国道二四号拡幅事業用地であります。

これは国からの依頼を受け国道二四号の拡幅事業用地を国に代わって公社が先行取得するもので、計画事業費二億八千八百三十七万八千円でございます。内訳といたしまして、用地買収費と補償費を含めた用地費二億七千四百万、諸費といたしまして用地買収に係る家屋の補償調査委託料及び土地鑑定・分筆登記手数料などの必要経費と借入金利息の一千四百三十七万八千円を計上しております。

ここで、国道二四号の拡幅事業について御説明を申し上げます。

当事業は、本陣交差点から二見三丁目の市道二見一―号線、奈良県浄化センターへの進入路との交差点までの区間を五区面に分けて用地買収を行うもので、一、二工区は国の直轄事業として用地買収をほぼ済ませております。三工区から五工区までを公社が先行取得することになります。

三工区は、裁判所進入路から二見の川端線と交差するところまでで、この区間を二十一年度、二十二年度の二箇年ですべて買収するもので、国からの事業費は全体で六億円になります。

続きまして、「二」の継続事業でございますが、一、二見公共用地から三ページの十、道路改良事業用地（市道五條二七号線）までにつきましては、借入金支払利息と管理経費を計上いたしております。

次に、四ページの平成二十一年度予算について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の部について、第一款土地開発事業収益三億三千五十一万一千円で、そのうち第一項事業収益三億二千七百五十二万七千円につきましては、久留野公共用地、それから岡口道路改良事業用地、それから南北連絡道代替地をそれぞれ売却する計画で収益を見込んだものでございます。

第二項の事業外収益二百九十八万四千円につきましては、JR五條駅前駐車場の駐車場収益、預金利息と公社用地使用料等を計上いたしております。

次に、支出につきましては、第一款土地開発事業費用三億二千七十九万円で、そのうち第一項事業費用三億一千九百二十四万三千円は、事業収益で申し上げた久留野公共用地と岡口道路改良事業用地及び南北連絡道代替地の売却原価及び一般管理費を計上しております。

第二項事業外費用百四万七千円は、JR五條駅前駐車場の管理経費でございます。

第三項は、予備費でございます。

次に、五ページの資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の第一款は、資本的収入三億四千二百二十七万二千円で、そのうち第一項借入金二億八千六百九十二万円は、事業計画で申し上げました国道二四号拡幅事業用地の先行取得に伴う借入金でございます。

第二項利子補給金五千五百三十五万二千円は、支払利息の全額に対して五條市の一般会計より補助を受けているものでございます。

支出につきましては、第一款資本的支出九億三千五百二十六万円で、そのうち第一項用地取得造成事業費三億四千四百四十六万円は、国道二四号拡幅事業用地の用地買収費及び補償費、家屋補償調査委託料、土地鑑定・分筆登記手数料等の必要経費と各事業用地の支払利息及び経費となっております。

第二項の借入金償還金五億九千八十万円は、久留野公共用地と岡口道路改良事業用地と南北連絡道代替地の用地売却に伴う借入金償還金でござ

ございます。

次に、長期借入金につきまして、新規事業（国道二四号拡幅事業）に伴いまして、限度額を三十億円から三十五億円に増額いたしました。

次に六ページ、平成二十一年度資金計画につきましては、先ほどの予算で御説明申し上げましたので内容説明は省略させていただきます。年度末の受入れ資金、支払資金の差引き二千二百七十五万五千元は翌年度への資金繰越予定額となっております。

七ページ以降につきましては、予定貸借対照表、損益計算書については説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北山和生）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）水道会計からの貸付けはあるのかないのか、あるのであれば、幾らあるのか、ちよつと答えてくれますか。

○議長（北山和生）海老原土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（海老原 保）水道局から借入金はございます。二億円の借入れでございます。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（北山和生）次に、日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第二号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（北山和生）報告を求めます。土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 土井祥嗣登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）失礼いたします。

ただいま上程されました報第二号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について、御説明申し上げます。

本報告書は、地方自治法第二百四十三条の規定により議会に提出させていただいたものでございます。

大塔地域は、平成十六年八月から続いておりました大規模な国道崩落以来、去年三月十八日、三年七箇月ぶりに開通となりましたが、以降アメリカのサブプライムショックによる金融危機や原油価格高騰に端を発した景気後退、また秋の行楽シーズン前の十月十七日には大塔町小代付近で一六八号の崩土により約一箇月間の通行止めがあり、財団といたしましては大変厳しい状況にありました。

その間財団は、各種イベントに参加し、宿泊施設や温泉の宣伝に努め、また、施設においても温泉割引券の発行、星のくににおいては地元産のイノシシ肉を使ったぼたんなべのPRにより、各種会合や宴会に御利用いただいております。

二十一年度においては、一六八号の夜間通行止めも解除され、入り込み客も増加するものと思われまますので、観光事業及び交流事業を基調とした地域振興事業の促進を図るとともに、財団職員一人一人が危機感を持って定期的に会議を行い、徹底した歳出削減に努めてまいりたいと思っております。

それでは、平成二十一年度収支予算について御説明させていただきます。

別冊の事業計画収支予算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページ及び三ページをお開き願います。

平成二十一年度における財団法人大塔ふる里センター事業全体の支出予算額でございます。本年度予算は、事業収入として一億六千六十八万円で、前年度と比較して二千七百五十万円の減となっております。これにつきましては、二十年度から、国道一六八号の開通により入り込み客の増加を見込み、各施設で目標額を設定し取り組んでまいりましたが、先ほどの説明のとおりいろんな影響が重なり、全体的に売上げが減収したことによるものです。

委託金収入として三千三百八十五万円を含め、当期収入支出とも二億八百二十八万円を見込んでおります。

次に、各事業ごとに説明させていただきます。

始めに、四ページをお開き願います。

ふれあい交流館につきましては、職員三名とパートで運営しております。委託金収入として一千五十万円を計上させていただき、収入支出とも五千六百万円を見込んでいます。

次に、五ページをお開き願います。

赤谷オートキャンプ場につきましては、職員一名とパートで運営しています。

収入支出とも一千五十万円を見込んでいます。

次に、六ページをお開き願います。

ロジックのくにつきましては、職員四名とパートで運営しています。

収入支出とも四千三百万円を見込んでいます。

次に、七ページをお開き願います。

道の駅につきましては、職員三名とパートで運営しています。

収入支出とも五千二百万円を見込んでいます。

次に、八ページをお開き願います。

大塔郷土館につきましては、職員二名とパートで運営しています。

委託金収入として三百八十五万円を計上させていただき、収入支出とも一千六百万円を見込んでいます。

次に、九ページをお開き願います。

大塔水車施設につきましては、収入支出とも十八万円を見込んでいます。

次に、十ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、事務局費であり、人件費二名ほか、委託金収入として一千三百五十万円を計上させていただき、収入支出とも二千四百十万円を見込んでいます。

次に、十一ページをお開き願います。

図書室管理費につきましては、ふれあい交流館内の図書室管理費として、収入支出とも五百万円を見込んでいます。

次に、十二ページをお開き願います。

自主事業費につきましては、収入支出とも五十万円を見込んでいます。

また、一ページには平成二十一年度の事業計画を掲げてありますので、御清覧いただきたいと思います。

以上で、平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきましての説明を終わらせていただきます。

最後になりましたが、現在の社会情勢を考えたところ、売上げを伸ばすことは大変難しいところではありますが、経営努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（北山和生）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝）昨年と今年の予算書を見せていただきましたけれどもね、全部減額されておりますけれども、果たしてこれだけ、ほとんどの項目が減額ですけれども、予算だけがこうして一人歩きして、そして補正予算で組まんなんということ、これはないんですか。

○議長（北山和生）土井常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）二十一番田原議員の質問にお答えいたします。

平成十八年度までは、前年度実績をもって次の予算の計画を立てておりました。それ以降、十九年度から毎年売上げが落ちるといふことで、職員も目標を持ってやっていたということと、予算額を一二パーセントほど上乘せしてやってきました。前年度から、今の国道崩落、いろんなことがありまして、思っていた以上に売上げが下がったということと、元の、一二パーセント減に戻させていたでいて、予算額を減額させていただいた次第でございます。（「二十一番」の声あり）

○議長（北山和生）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝）これはこうして、減額していくという一番いいことですが、これで果たして営業が成り立っていくのかなという気がいたします。どちらにしても、人件費も何にいたしましたしても、経常経費的なものはほとんど要っていくのではないのかなと、ただ、市長に言われて一二パーセントカットせえと言われたら、全く意味がないですからね。どうですか。

○議長（北山和生）土井常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）財団法人の予算につきましては、財団の幹部職員等と相談をしながら、理事会で決定しておりますので、市長のうんぬんということはございません。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（北山和生）次に、日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第三号 平成二十年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の中間報告について。

○議長（北山和生）報告を求めます。寒川五條市教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 寒川英明登壇〕

○教育委員会委員長（寒川英明）失礼します。

教育委員長の寒川です。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました報第三号 平成二十年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の中間報告をいたします。

平成十九年六月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され（平成二十年四月一日施行）、各教育委員会は、毎年その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務化されました。

そこで、五條市教育委員会では、法の趣旨にのっとり、平成二十年度四月から九月までの教育委員会の活動状況と評価、主要施策の点検評価の中間報告を本報告書に取りまとめました。

なお、以降は、前年度の評価を上半期に報告する予定です。

主要施策評価の評価対象は、第五次五條市総合計画に記載されている四十四の施策体系から教育関連施策のみを抽出し、学校教育環境の充実、特色ある教育内容の推進、生涯学習環境の充実、青少年健全育成の推進、文化・スポーツ交流の促進、歴史資産・伝統文化の保存、観光資源・地域学習資源としての活用、人権意識の高揚の八施策となっております。

しかし、主要施策の評価に関し具体性に欠けるため、今後事務事業評価も含め工夫を加え、評価の精度が向上するよう、改善に努めたいと思

います。

また、平成二十一年度報告する点検及び評価に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条第二項の規定により、教育に関し、学識経験を有する者を教育委員が選任し、総合的な意見をいただく予定であります。

最後に、五條市教育委員会の教育委員は定数五名ですが、二名欠員の上、教育長が不在の状態が続いております。教育の分野が学校教育、生涯学習、芸術、文化等多岐にわたっており、教育委員会においては幅広い見識と活発な議論が必要であります。早急に教育委員の選任をお願いし、報告を終わらせていただきます。

○議長（北山和生）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長（北山和生）次に、日程第五、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第一号 五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。岡本公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第一号について、提案理由の御説明を申し上げます。

御存じのとおり、議員定数の削減につきましては、平成十九年九月二十一日付公布による一部改正条例第二十三号により、平成二十一年十月一日より定数十五名とするよう定められているところでありますが、現下の厳しい財政事情にかんがみ、更なる削減について、議員各位に、御理解と御協力をお願いするものであります。

議案書の五ページを御覧いただきたいと思っております。

本案では、本則に規定をしております議員定数十八名を十三名に改めるものでございまして、公布日以降に行われる一般選挙より適用するものであります。

なお、これに伴い、定数十五名を規定いたしております平成十九年九月一部改正条例第二十三号は、廃止するものであります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり） 太田議員。

○二番（太田好紀） 今説明を聞きましたけれども、改正理由の中に五條市議会議員の定数の適正化を図るためと、こういうように書かれております。適正化ということの、根拠を示していただきたいと思えます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は、この前の質問のとおり、五條市の市議会議員の定数は十八名と思っております。今選挙しても十八名ということですね。ちよつと変則的じゃないかと思っております。十月一日からは十五名、しかし、公室長おっしゃるように、このような財政事情の中で、他市を見てみれば更なる削減も必要かなと思つて、我がまちの三万六千の中で十三名は、市民の中ではもつとという声を聞いておりますが、私としたしましては十三名が適正かなと、そのように感じたわけでございます。（「二番」の声あり） 太田議員。

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） 市長いわく、自分の個人的な形の中で適正だと、私はそういうふうには解釈しましたけれども。市長の方からも当然、この後の議案にも出てきますけれども、議員報酬二〇パーセントカットが出てきております。そういう形の中で、もつとね、適正化ということの説明を。現在二十一名で、普通からいえば十八名と。

私も、定数等検討委員会の委員にも入っております。そういう形で、一年をかけて協議をしました。その結果、近隣市町村も踏まえて、財政状況も踏まえて、どういう形が一番良からうかということで協議した結果、十五から十六という、まあ二つの案が出てきました。そして、議論の末、最終的に十五人になったわけです。そのとき、最終委員長報告をする前に、私は委員長に一言提言を申し上げましたけど、ただ、この十五がこれではいいのではなく、今後また見直しする時期が来たら見直すべきであると、これも委員長報告に入れていただきたいということも、その委員として、私は言わせていただいたことがありました。

そういう形の中で、現在、そのときの定数十五という、今十五という形に、次の選挙からなっておりますけれども、それが施行されて、そしてそれから後にまた下げるといふならわかりますけれども、現在のところまだ施行されておりません。そういう形の中では、市長から、適正化ということ、勝手な個人的な根拠で言っているだけで、そういう、財政が苦しいというなら給料を下げる、そういう提案に私は大賛成です。だからそういう形で進めて、そしてそれから後も、また適正化というならば、十五になってから、その先また、そういう提案をするのはわかりますけれども、今やっていることは、まるっきり個人的な形の中の考え方じゃないかなと思います。以上です。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

本案は、議会運営委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第二号について、御説明を申し上げます。

本案については、近年における民間の所定労働時間の状況にかんがみ、国家公務員の労働時間を十五分短縮するとした平成二十年人事院勧告に準拠し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正されたことに伴う、関係例規の改正であります。議案書の七ページを御覧いただきたいと思っております。

なお、本案は、改正内容が同様である、御覧の二条例をまとめたの一部改正条例案でございます。

まず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、第二条関係として、職員の勤務時間を、現行の週四十時間から三十八時間四十五分に改めるものでありまして、これに伴い、短時間勤務等の職にある者についても所定の改正が行われるものであります。

続いて第三条関係として、同じく、一日八時間から七時間四十五分に改めるものでありまして、同様に、短時間勤務等の職にある者についても所定の改正が行われるものであります。

続いて、第八条関係であります。育児又は介護を行う職員についての時間外勤務について、現行の一月二十四時間を二十三時間十五分に、年間百五十時間を百四十五時間二十分に、それぞれ改めるものであります。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、十二条関係として、育児短時間勤務の承認を受けた職員の週の勤務時間を、現行の二十時間、二十四時間又は二十五時間から十九時間二十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分に改めるものであります。

なお、具体的な運用といたしましては、通常の勤務時間である午前八時三十分から午後五時十五分については変更を行わず、昼の休憩時間について、現行の十二時十五分から一時までを十二時から一時までとすることによって対応してまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十六番」の声あり）榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）ちよっとお聞きするのですけれども、人事院勧告で提案してきたと。これを否決した場合には、法律違反ですか。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）今の榎塚議員の御質問ですが、一応国家公務員がそういう形で、地方公務員もそういう形で準じて、今までからずっとやっておりますので、否決されたらということですが、勤務時間はそういうふうな形に変えてもいいんではないかというふうに思っております。

（「十六番」の声あり）

○議長（北山和生）榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）我々は勉強不足だったと思うのですけれども、何でも今までから、人事院勧告というようになれば、法律かなと思っておつたんですよ。国の、国家公務員の法律であつて、地方公務員の法律でなければ、一般勧告だけやから議会に諮ってきていると思うのですけれどもね、五條の労働者は八時間労働であるということが、大体のところがね、やっぱり、地方公務員、五條の市役所の職員だけが七時間四十五分というのはちよっといかなものかなと思うのですけれどもね。

法律違反じゃないということですね。議会で可決を求めているということは、五條の議会によって否決も可決もできるということですね。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）今回は条例の改正案ですから、そういうこともあり得るかなとは思いますが。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第七、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第三号について、御説明を申し上げます。

本案については、現下の厳しい財政事情にかんがみ、議員報酬の削減について、議員各位に御理解と御協力をお願いするものであります。議案書の九ページを御覧いただきたいと思っております。

本案では、議長、副議長並びに議員各位の報酬月額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額、すなわち、現行報酬から二〇パーセントの削減をお願いするものであります。

なお、当該措置の期間は、平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間とした上、附則第六項として追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）太田議員。

○二番（太田好紀）公室長の方から、厳しい財政状況の中でということを言われました。

そうすると、前回十二月議会において否決になったわけですが、そのときは平成二十一年四月一日から平成二十三年四月二十一日と、

こういうふうな形になっておったと思うんですよ。それが、今回は平成二十一年四月一日から平成二十一年十一月三十日ということ、ちょうど私たちの議員の任期ということになるのですけれども、言うとする趣旨がまるっきり違うと思うんですよ。厳しい財政状況と、今公室長が言われましたけれども、そしたら、十一月三十日までで、財政状況が健全化になるのですか。……なぜね、前回……（「まだ質問しています」の声あり）、二十三年四月二十一日になっていたことを、今ね、今の議員に当てつけにやっているのかなど。財政状況が厳しいというならずっと、期間付けらんと、財政厳しいというのなら、やっただいいでしょう。それをそんな、四月一日から、今の私たちの議員任期の期間というようなら、こんな無責任な形の、まるっきりでたらめですよ、それは。市長、笑っていますけれどもね。全然意味がわかりません。財政が厳しいというならば、期間も付けずに、ずっと給料をそのまま下げた方がいいでしょう。それを、期間で言うて、四月一日から十一月三十日までって、そんな、財政状況厳しいって、無責任にこんな提案をするのは、根本的におかしいじゃないですか。

市長、答弁願います。（「市長ですよ、市長。」の声あり）

○議長（北山和生）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）今の議員のね、一応任期、また人員の削減も、いろいろ加味しながらです。そのときにまた順応していきたい。ただまあ、今の任期は任期までの間で、また新たな議員さんも替わってこられるでしょうけどね。そのときはそのときに、またいろいろ御審議願えたらなど、そのように思った訳でございます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）太田議員。

○二番（太田好紀）あのね、議員が替わるか替わらないかではなく、今、五條市の財政が厳しいということ、こういう形で減額を求めておるんでしょう。趣旨から言うて、まるっきり違いますよ。こんな、限定しないでよろしいでしょう。そんな出し方、もうむちゃくちゃですよ、市長。もつとちゃんとした対応しなければだめですよ。もつと勉強してください。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

本案は、議会運営委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第八、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。 田野瀬教育部長。

〔教育部長 田野瀬俊夫登壇〕

○教育部長（田野瀬俊夫） ただいま上程いただきました議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、先の十二月議会で議決をいただきました、五條市伝統的建造物群保存地区保存条例第十二条に規定されている、五條市伝統的建造物群保存審議会の設置に伴う審議会委員の報酬及び費用弁償を新たに定めるための条例の一部改正でございます。議案書の十一ページを御覧ください。

今回の条例改正案は、別表中、三十九、地域審議会委員の次に、四十として伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の報酬、費用弁償に関するものの追加をしております。

改正内容につきましては、別表左から、報酬は日額一万円、鉄道賃また船賃は一般職の七級相当額でございます。

次に、航空賃、車賃は実費、日当は一日につき二千元、宿泊料は一夜につき一万一千元、食事は一夜につき二千元となっております。

なお、この条例の施行につきましては、平成二十一年四月一日から施行することとしております。

以上で、議第四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり） 太田議員。

○二番（太田好紀） 今、田野瀬部長の方から説明をいただきましたけれども、一万円という日額の、費用弁償の根拠、これをちよつとお尋ねしたいと思います。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） ただいまの、二番太田議員の御質問にお答えをいたします。

報酬日額一万円につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬、これはほとんどが一万円になっておりますので、同じように一万円と

いうことでさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） 特別職の、まあそういう形で決めたというのですけれどもね、例えの話としてね、この三十九に地域審議会というのがある。

これは当然、西吉野・大塔のことなんですけれども、その審議会ですけれども、大概会議が一時間から二時間、多分、一日するということはずあり得ないと思います。半日の中で、多分一時間から二時間くらいだと思います。もし費用弁償ということになれば、例えて西吉野の場合でしたら、当然二十分以内に全部来られます。だから、そう考えたとき……、これ、今たまたま挙がってきたから私言わせていただいているのですが、すべてに対して今の形は変えるべきだなと、私はいつも思っております。たまたま今これが出てきたから、ただ、これに対して、伝統的建造物群保存地区の審議会の委員さんに私は文句を言っているのではないんです。ただ、すべてに関して、今財政状況が厳しいというならば、こういう会議を一日することはまずあり得ないなど。そやから、時間給、時間給と言ったら語弊があるかもしれませんが、大体一時間、二時間を考えて、僕はある程度ボランティア的な考え方でやっていたきたい。そやけどやっぱり、運賃、運賃といっても車で来る最低ラインの費用としても、この半分の五千円くらいが妥当であるのではないかなと。これは、これだけと違って、すべてに関して、今の地域審議会も三十九番に載っていますけれども、すべてに対して見直す、一つの、いいきっかけではないかなと。今、先ほどから議案審議もいろんな形の中で、財政状況という言葉が出てきました。そういう形の中で、そやから、その根拠を示してほしいというのは、今の特別職に対してのこういうことやから一万円だというのじゃなくて、こういう形は、一つはボランティア的な考え方でまずやることと、そして、ある程度はそういう形の中で減額をしていただいて、これからすべてに対してを見直してほしいなど。その一つのきっかけとして、私は今回、あえて保存地区の審議会委員さんに、何もいちゃもん付ける気はございませんけれども、今、すべてを見直すいい機会ではないかなと思いますので、再度見直しを要求したいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（北山和生） 田野瀬部長。

○教育部長（田野瀬俊夫） ただいまの太田議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

この伝統的建造物群の保存地区の保存審議会の委員さんにつきましては、五條市の人ばかりではございません。奈良から、県から来ていたり、そしてまた、樺原の方から来ていただいたり、そういう形で、樺原にも今井地区、重伝建のあれをやっております。そういった中で、

経験者とか、学識経験者、そうした方に大勢入っていただいております。そして、五條で会議をするときに、やはり一日仕事を休んでいただいで来てもらわなければならない。交通費もそこに入っております。そういう関係で、一万円が妥当じゃないかなということで決めさせていただきました。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） 言わんとすることはわかるんです、部長。ただ、一つはこういう形の中の委員というのは、ボランティア活動が第一やなあと、ボランティアということです。

そして今、五條を一つの主体として考えましたけれども、遠いところから来ていると、それは理解できますけれども、ただそういう場合は、一つの五千円という基準を付けて、後、費用に対してプラスアルファするとか、そういう形にして、いろんな形に見直さなければ、一万円ってほかのやつもすべて一万ですよ。そこから、今言うた地域審議会も一万ですよ。これは西吉野やったら西吉野の住民とか、大塔やったら大塔の住民ということでありますけれども、これに関しては、私はちょっと解釈間違っていましたけれども、ほかの市や橿原、奈良からというのやつたら、それにプラスアルファの費用を出すという形の中で、すべて見直すべきだと思えますので、そこらを踏まえて、財政が苦しいのやつたら、こういうところからもメスを入れていくべきではないかなと思います。

終わります。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に、日程第九、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第七号について、提案理由の御説明を申し上げます。
今回の改正は、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が平成二十一年四月一日から施行されるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、特定家庭用機器再商品化法施行令の特定家庭用機器に、衣類乾燥機が追加されたためであります。
それでは、議案書の十七ページを御覧ください。

別表第二中、電気洗濯機の次に衣類乾燥機を追加し、処理手数料を一台（個）につき二千元とするものであります。
附則の条例の施行日は、平成二十一年四月一日であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第八号 五條市斎場条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第八号について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、斎場の使用に係る使用料の市内料金と市外料金の、市内の定義を見直すものであります。

改正内容といたしましては、現行の市内料金の適用範囲は、死亡者が死亡した時点で本市の住民基本台帳に登録されているか否かで決定して

いましたが、斎場の使用許可を受けようとする者、例えば喪主や親族が申請を行った場合についても市内料金を適用するものであります。

それでは、議案書の十九ページを御覧ください。

別表の、備考第一項、「市内」とは、死亡者にあつては死亡時に、斎場の許可を受けようとする者にあつてはその申請時に、本市の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている場合をいう。」と改めるものであります。

附則の、条例の施行日は、平成二十一年四月一日であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）もう一度詳しく、一部改正する前と一部改正されたこの議案と、具体的に、例えば、五條市内の病院で亡くなって、他所からでも市内とみなされるのか、あくまでも下にありますように、申請時に本市の住民基本台帳に記録というのは、住民基本台帳ということは、選挙人名簿と違ひまして、三箇月以上たたなければならぬとかいうことがあるのですが、これに関してどのような内容か少し教えていただけますか。

○議長（北山和生）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）佐久間議員の御質問にお答えさせていただきます。

現行の市内料金の範囲につきましては、死亡者が死亡した時点で、本市の住民基本台帳に登録されているか否かで決定をしております。

仮に、病院又は介護施設への入所などの関係や、やむを得ず住民票を市外に移さざるを得なくなった場合や、仕事の関係、また学生など、一時的に住所を移さなければならないというようなケースもあるわけでございます。これらのケースにおきましては、現行で市内料金を適用されないということもあります。ただ、お葬式等につきましては居住地であります市内、五條市で行う場合、現在は死亡された時点での住民登録がないということで、市外料金扱いになるのを、今回、許可の申請をされる方、親族、それから喪主さん等も、市内料金とするものであります。

それで、他所から入ってきて、五條で亡くなられた場合、やはりこれにつきましては、当然これまでどおり、これまでも市内料金として取り扱われておりますので、この辺は変わることなく、そのままでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（北山和生）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）私の立場に例えてお話をしますが、私が今五條市で住んでおります。私の息子が、今堺東におります。住所は堺に移しました。堺の方で何らかの事故で亡くなった。喪主は私ですので、私が息子を連れて帰って五條市でお葬式をしたいということになった場合は、五條市内の料金体系で葬儀ができるということですか。

○議長（北山和生）林部長。

○生活産業部長（林 正信）御質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○議長（北山和生）質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十一、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第九号 五條市自転車等駐車場条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第九号について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十ページ、二十一ページをお開き願います。

大和二見駅前自転車等駐車場の位置の表示が地籍調査による合筆により表示変更があったため、同条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、五條市自転車等駐車場条例第三条の表中「大和二見駅前自転車等駐車場 五條市二見二丁目七〇三番地三」を「大和二見駅前自転車等駐車場 五條市二見二丁目六八九番地四の一部」に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第十二、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十号 五條市都市公園条例等の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第十号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十二ページから二十四ページを御覧願います。

今回の改正は、五條市上野公園多目的グラウンド内に人工芝を新設したことに伴い、利用料金等の見直しが必要となったため、同条例等の一部を改正しようとするものであります。

まず、五條市都市公園条例の改正内容につきましては、別表第二、第四項第一号中の種別欄「多目的グラウンド」を「多目的グラウンド」に、また、種別欄「全面・メーングラウンド・サブグラウンド」を「メーングランド・メーングランド（人工芝を除く。）・サブグラウンド」に改めるとともに、金額欄中、全面利用料金を廃止し、メーングランド料金として午前九時から正午まで「二千円」を「七千五百円」に、午後一時から午後五時まで「三千円」を「一万円」に、午前九時から午後五時まで「六千円」を「二万円」に、規定時間外一時間につき、「一千円」を「二千五百円」に改め、新たに「メーングランド（人工芝を除く。）」を設けるとともに、利用料金については、改正前のメーングラウンドと同じ料金としております。

サブグラウンドにつきましては、利用料金の変更はございません。

また、五條市上野公園等条例の一部改正につきましても同じ改正でありますので、説明は省略をさせていただきます。
なお、条例の施行期日は、公布の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十三、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十一号 五條市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第十一号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十五、二十六ページをお開き願います。

当改正は、公共賃貸住宅における暴力団排除についての通知により、同条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、（入居者の資格）第六条第三号の次に、「第四号 本市内に住所又は勤務場所を有すること。」「第五号 国税、地方税を滞納していない者であること。」「第六号 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員でないということ。」を加えるとともに、第二十七条中「親族以外の親族」を「親族以外の者」に改め、同条「第二号 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。」を付け加えるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成二十一年四月一日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十四、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十二号 工事請負契約の締結について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第十二号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
議案書の二十七ページを御覧いただきたいと思えます。

契約目的は、みどり園ごみ焼却施設大規模改良工事であり、契約の方法は、指名競争入札で、設計金額は、消費税抜きで五億七千四百四十二万八千円でございます。

また、本入札の落札金額は、四億一千二百二十八万五千三百二円であり、契約金額は、消費税込みで四億三千二百八十九万九千五百六十七円、契約の相手方は、大阪市西区京町堀一丁目六番十七号、株式会社プランテック、代表取締役、●●●●でございます。

なお、請負率は、七二・一五パーセントでございます。

本入札の業者選定につきましては、五條市建設工事請負業者選定規程により選定審査会において検討いたしました結果、五條市建設工事指名登録業者の中でごみ焼却施設工事の実績、ストロカ式ごみ焼却炉等があり、「清掃施設」「機械器具設置」の経営事項審査点数が八百点以上の十社が妥当となり、二月十六日に入札が行われ、その結果につきましては次のとおりでございます。

なお、金額につきましては消費税抜きとなっております。

株式会社プランテック、四億一千二百二十八万五千三百二円。

虹技株式会社、四億一千四百四十二万九千円。

株式会社川崎技研、五億一千万円でございます。

なお、七社は辞退をしております。

工事内容は、焼却炉燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出し設備等の補修工事となっております。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十五、議第十三号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第十三号 財産の取得について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則） たいま上程いただきました議第十三号 財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書の二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業に必要な用地を取得したいので、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、取得する財産は、所在地、五條市小和町一四二―三外二十六筆でございます。

地目は、山林外でございます。

地籍は、五万九千五百一・三一平米で、取得予定価格は二億八千四百四十六万五千五百三十三円でございます。

取得の相手方は、五條市本町一丁目一番一号、五條市土地開発公社理事長、榮林勝美でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生） 次に、日程第十六、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第十四号 五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第十四号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、平成十五年九月に地方自治法の一部が改正されまして、公の施設の管理方法が、管理委託制度から指定管理者制度に移行されました。

このようなことから、公の施設の管理につきまして、指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものでございます。

以上のことから、公の施設の指定管理者の適正かつ公正な選考等を行うため、指定管理者選定委員会が設置され、平成二十年十二月二十五日に第一回の選定委員会が開催され、募集要項及び仕様書につきまして審議を行っていただきました。

その後、指定管理者募集要項の配布、募集団体からの質問の受付や現地説明会等を開催し、一月二十八日に申請の受付を締め切りました。なお、最終の申請者の受付数は、一団体でありました。

平成二十一年二月十三日に第二回指定管理者選定委員会が開催されております。

応募団体が一団体のみであったため、申請団体からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、募集要項の選定審査基準により委員の皆様にご意見を伺っていただき、その採点結果を踏まえながら、指定管理者候補者として適正かどうか選定委員会としての総合判断により、候補者として選定いただいております。

選定理由といたしましては、市の運営方針や施設の設置目的を十分理解した提案内容であること、また特産物等の販売実績があり、地域の振興及び活性化を図っていくことが十分期待できることから、適正であると評価を受けております。

以上を踏まえまして、候補者の選定結果につきまして御報告をさせていただきます。

それでは、議案書の二十九ページを御覧ください。

管理を行わせる公の施設の名称は、五條市西吉野交流促進センターでございます。

二番としまして、指定管理者となる団体の名称は、有限会社西吉野産直組合取締役、●●●●でございます。

三、指定の期間としましては、平成二十一年七月一日から平成二十四年三月三十一日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十七、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十五号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第十五号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書（第四号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は歳入歳出それぞれ十七億七千四百四十八万八千円の追加でございます。歳入歳出の予算額はそれぞれ百九十八億四千七百九万四千円となります。

今回の補正は、勸奨退職者等の退職手当十二億七千四百九十四万八千円と、国の二次補正におきまして予算化されました地域活性化・生活対策臨時交付金を活用するため、充当事業の三億九千五百三十六万三千円がその大半でございます。

続きまして、五ページの第二表繰越明許費について御説明申し上げます。

繰越明許費につきましても、地域活性化・生活対策臨時交付金事業を今回の三月補正で予算化する関係で、年度内のしゅん工が見込めないため、繰越の措置をとらせていただきました。

二表のうち、順に申し上げますと、市立越替集会所改修事業、公用車購入事業、交流拠点施設整備事業、施設用備品（地デジ対応テレビ）購入事業、し尿処理施設改修事業、ごみ焼却施設改修事業、水路等整備事業、林道維持修繕事業、条件不利森林緊急間伐事業補助金。

六ページに移りまして、北宇智駅前トイレ新設事業、道路新設改良事業八千七百四十二万円のうち三千八百万円、橋梁維持修繕事業、消防施設整備事業、防災対策用備品購入事業、施設用備品（地デジ対応テレビ）購入事業、中学校耐震補強事業一億六千四百七十七万一千円のうち一億二千二百二十七万六千円、空調設備改修事業一千五十万円のうち九百五十万円の十七事業が、生活対策臨時交付金充当事業でございます。

いずれの事業も平成二十一年度中のしゅん工を予定しております。

次に、それ以外の繰越事業につきまして御説明申し上げます。

五ページに戻っていただきたいと思えます。

二款総務費、人事評価制度構築支援業務委託二百九十四万円を繰り越すことにつきましては、管理職員が今回大幅に入れ替わることから、新しい人事体制の下で評価者研修等を実施する方が効果的であると考えたため繰越するものでございます。

完了は、平成二十一年六月末を予定しております。

三款民生費、社会福祉施設整備補助金一千三百五十万円につきましては、施設の事業しゅん工が遅れていることによるもので、しゅん工は二十一年九月末を予定しております。

（仮称）にしよしの在宅福祉施設建設事業一千五百四十万円につきましては、事業の全体像が確定されていない現状から、繰り越すものでございます。

四款衛生費、牧火葬場解体事業八百五十六万円につきましては、着工時期等地元調整に時間を要したもので、しゅん工は四月末を予定しております。

五款農林業費、市単独土地改良事業三千五百五十四万三千円は、岡町の農道及び水路工事でございます。土地所有者との協議に日数を要したもので、しゅん工は平成二十二年三月末を予定しております。

林道開設事業三千七百四十七万六千円につきましては、しゅん工箇所隣接の土地所有者の木材の搬出の関係から年度内の完成が見込めなくなつたもので、しゅん工は平成二十二年三月末を予定しております。

未整備林整備導入モデル事業六百八十二万円につきましては、国の一次補正により補助採択され、今回の補正予算で予算化するもので、二十

一年九月末のしゅん工を予定しております。

次に、六ページを御覧願います。

七款土木費、道路新設改良事業八千七百四十二万円の繰越のうち、四千九百四十二万円は湯川大淀線ほか四路線でございまして、土地所有者との協議に日数を要したもので、しゅん工は二十一年九月末でございまして、

五條中央公園建設事業六千万円につきましては、国の遊具等の安全基準が改定されたこと等に伴いまして、園路並びに植栽の計画変更が必要となったため繰り越すものでございます。しゅん工は、二十二年三月を予定しております。

九款教育費、五條教育ネットワークシステム構築事業一千五百五十万円につきましては、国の一次補正の事業採択を受け今回の補正予算で予算化するもので、二十一年九月末のしゅん工を予定しております。

五條中学校ブルーサイド改修事業六百万円につきましては、五條中学校で生徒の登校時の安全対策や騒音対策協議に日数を要したため繰越いたします。二十一年六月末のしゅん工を予定しております。

地区公民館改修事業費五百二十四万五千円につきましては、大阿太公民館の改修工事でございます。十二月に補正予算化したもので、五月末のしゅん工を予定しております。

続きまして七ページを御覧願います。

第三表、地方債補正につきまして説明申し上げます。

勸奨退職によります退職者の退職手当の財源として退職手当債十億円の追加と、五條中央公園建設事業と、ケーブルテレビ施設整備事業の事業内容の変更により、限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

十五ページを御覧ください。

今回の補正は、人事異動等による人件費の増減と生活対策臨時交付金事業がほとんどでございますので、主なものについて御説明申し上げますので御了承賜りたいと存じます。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等十億四千八百八十八万四千円は、勸奨退職者等三十七名分の退職手当十億一千七百八十八万七千円等を追加するものでございます。

六目財産管理費、十八節備品購入費五百四十五万一千円につきましては、交付金を活用しまして公用車購入費を計上するものでございます。十六ページに移ります。

七目企画費、十五節工事請負費二千七百万円は交付金で、新町通りの旧前防邸を交流施設として整備するものでございます。

十一目自治振興費、十五節工事請負費五百万円は、交付金で越替集会所を改修するものでございます。

二十三目公共施設整備基金費、二十五節積立金五千万円は、交付金を財源として基金積立てするものでございます。

二十五目職員退職手当基金費、二十五節積立金九百万円につきましては、水道事業会計からの繰入金を積み立てるものでございます。

十八ページをお開き願います。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費三千七百万円は、対象者の増加等によりまして障害福祉サービス費給付費を追加するものでございます。

十九ページに移ります。

十三目介護保険推進費、二十八節繰出金一千二百八十六万三千円は、介護保険特別会計において電算システム改修委託料の追加と人件費の不足が生じたため、繰り出すものでございます。

十九目後期高齢者医療費、二十八節繰出金七百三十七万四千円につきましても、後期高齢者医療特別会計におきまして人件費の不足が生じたため、繰り出すものでございます。

二十ページをお開き願います。

二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十八節備品購入費三百三十万円は、交付金を活用し、各保育所に地上デジタル放送対応テレビを購入するものでございます。

三項生活保護費、二目扶助費、二十節扶助費三千万円につきましては、生活保護受給者の増によるものでございます。

二十一ページに移ります。

四款衛生費、一項保健衛生費、九目水道事業繰出金、二十八節繰出金二千二百三万円につきましては、交付金で簡易水道並びに水道事業において事業実施することに伴いまして繰出金を追加するものでございます。

二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費三千八百五十万円につきましては、交付金を活用して焼却施設の改修を行うものでございます。

十五節工事請負費四百万円につきましては、交付金でみどり園周辺の水路整備を行います。

二十二ページに移ります。

三目し尿処理費、十一節需用費一千三十万につきましても、交付金を活用してし尿処理施設の改修を行うものでございます。

五款農林業費、二項林業費、一目農林振興費、十三節委託料一千九十三万九千円の減額につきましては、森林環境保全緊急間伐事業の年度内しゅん工が見込めなくなったことによる減額一千七百七十五万九千円と、国の一次補正により採択された未整備林整備導入モデル事業委託料を六百八十二万円追加するものでございます。

二十三ページに移ります。

十九節負担金補助及び交付金八百万円につきましては、交付金を利用した条件不利森林緊急間伐事業補助金でございます。

二目林道管理費、十五節工事請負費四百五十万円につきましても、交付金を活用して西吉野地区で林道四路線の維持補修を行うものでございます。

六款商工費、一項商工費、三目観光費、十五節工事請負費八百八十万円も、交付金を活用し北宇智駅前トイレを建築する費用でございます。

二十四ページから二十五ページにかけては、七款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費、十五節工事請負費二千八百万円、十七節公有財産購入費六百四十万円につきましては、交付金を活用し、今井二二号線ほか九路線の改良及び舗装工事でございます。

四目橋梁維持費、十五節工事請負費一千四百五十万円は、交付金事業で宇野橋の補修工事費でございます。

次に二十六ページを御覧願います。

八款消防費、一項消防費、三目消防施設費につきましても、すべて交付金事業でございます。十三節委託料二百万円は耐震性貯水槽工事のための地質調査費と一一九番通報の補助装置整備委託料、十五節工事請負費一千八百万円は耐震性貯水槽二基設置に係る工事費でございます。

五目災害対策費、十八節備品購入費八百五十万円につきましては、AED五台と防災倉庫三棟の購入費でございます。

二十七ページに移らせていただきます。

九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、三節職員手当等二億五千九百三万四千円につきましては、教育委員会に所属する八名分の退職手当二億五千七百六万一千円等の追加でございます。

十三節委託料一千五百五十万円につきましては、西吉野小・中学校のパソコンネットワーク構築の委託料でございます。

十八節備品購入費一千八百万円は、交付金事業で、幼稚園、小学校、中学校に地上デジタル放送対応のテレビ購入の費用でございます。二十八ページに移らせていただきます。

四項中学校費、四目中学校地震補強事業費、十五節工事請負費一億二千万円につきましては、交付金を活用しまして五條東中学校校舎の耐震補強工事費でございます。

二十九ページに移ります。

六項社会教育費、三目中央公民館費、十五節工事請負費九百五十万円は、交付金で空調設備の改修工事を行います。

続いて、歳入については、歳入歳出補正予算書事項別明細書により説明させていただきます。

八ページをお開き願います。

十四款国庫支出金で四億六千五百七十万一千円、十五款県支出金で二十六万五千円、十六款財産収入で四百八十五万五千円、十七款繰入金で三億三百三十八万八千円、二十款市債で十億円、二十一款寄附金二十七万九千円をそれぞれ増額いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり） 太田議員。

○二番（太田好紀） 二点質問したいと思います。

まず第一点、五ページの三の民生費、ここに（仮称）にしよしの在宅福祉施設建設事業一千五百四十万が繰越しということで、先ほど総務部長の説明では、事業の全体像が見えないためと、こういうことを言われたと思うのですが、全然市長自身がこのことに対してやる気がないと、そういうふうに私は思っております。地域審議会においても財政が厳しいので今はできないと、財政が健全化になってからというような答弁もしたと聞いております。また、私たちにも今お金がないからと、いつとも言えないということとは市長からも聞いておりますけれども、昨年度に予算が付いて繰越したと。ということは、来年度に本当に予算を執行してくれるのかなど。昨日の一般質問からも、財政状況がいつ健全化なるのかと聞かせていただきましたけれども、まるつきり不透明な、納得のいくような回答は出ておりません。今回も繰越しをしたからといって、一千五百四十万、本当に執行してくれるのかなど。そして今、部長が言われたように、全体像が見えない。全体像を見るために、設計や、

そのための予算ですよ。それをするためにしているのに、全体像が見えないのは当たり前ですよ。その設計をするために、設計費に使う全体の調査、そのための予算ですよ。そやから、今部長にというのではないのですけれども、全体像が見えないのは当たり前ですよ。そやけれど、西吉野の場合は在宅福祉ということで、観光と福祉と分かれて、まずは最初に観光ということではだめになったと。そやから見直すために、それだったら福祉の方にということでやって、去年に一千五百四十万の予算が付いたと。そういう形、全体では、全体を見るためにこの予算を使ってするわけなのに、市長からのG Oが出ていないと、だから全体像が見えることないのですよ。それを繰越して、執行するならいいですけども、これ繰越しをするということは、新年度で、市長、執行してくれるのですか。

その辺答弁願いたいと思います。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 財政健全化に向かって鋭意努力中でございます。あれもこれもという気持ちはございますが、ある程度のもどがついたときやっています。今年一年黒字になったからというて、ゆめゆめ安心はできません。ある程度、もう少し見極めて、それからいろんなことをやっています。

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） あのね、繰越しにすることとは、総務部長御存じのように、昨年度予算を執行できないから来年度、もう一遍予算を繰り越して、来年でやろうということが趣旨ですよ。今の市長の話でしたら、新年度になってもするような状況じゃないですか、聞いていれば。だから、こんなむちゃくちゃな繰越しをしたら、当然来年は事業をしてくれるのかなという思いも持っていますけれどもね、今の市長の答弁でしたらね、まるつきりそういう、今の状況でないというふうな認識の答弁ですよ。もうちょっと基本を考えて、計画を持って、ただ安易に予算を繰り越したらいいわというような単純な考え方をしないで、もっと明確な形で一つ一つをやってもらわなくては、こんなずさんなやり方ではだめですよ。もうちょっと勉強してくださいよ。財政が苦しいのはわかっていますよ。当然わかっていますよ。しかしながら、そういうことを踏まえた中で、合併の約束、合併特例債の、一般質問で言わせてもらいましたけれども、二十五億使ったら、あと七十億をどうするのかと言ったときも、市長は、まだ不透明だからわからないと。健全化はいつになるのかと、時限立法で、二十六年でこれは終わるわけですよ。その間に執行しなくては、すべてがなくなってしまうという状況だから、私たちは心配していると、そういうことも理解して、早急な対応をお願いしたいと思います。

そして、もう一つですが、十五ページの総務管理費の七、企画費の十三の委託料です。設計業務委託料百二十四万円、監理業務委託料百六万、そして次のページにいきまして、工事請負費二千七百万、交流拠点施設整備工事費。これ、私が昨日一般質問で旧前防邸の、これは寄附でもらったということで、副市長から答弁をいただいております。そして、時間もなかったために中途半端で終わってしまったということで、再度副市長から答弁、昨日も答弁していただいたので、また質問を、ちょっとお聞きしたいのですけれども、昨日の一般質問で私、前防邸の質問をしましたけれども、平成二十年度で古民家の再生の基礎調査を、事業費として三百万で実施したということを副市長、答弁ありましたね。その三百万の事業の調査結果がいつ出て、どのような協議をして、そして今の設計業務とか監理業務とか、今の交流拠点二千七百万という形に決めたのか、まずこれ第一点、一つです。

そして、これ今、前防邸の今後の維持管理、どうするのかと私は心配しております。昨日の市長の答弁ですと、指定管理者制度かNPO法人という方に考えていると、そういう話だったと思うのですけれども、そこはまだ決まっていないうことでしたけれども、その辺を今後どうしていくのかなと、維持管理ですね。すべて市が運営をしていくのか。

そしてもう一つは、副市長の答弁の中に、幸いにして三億九千五百万ということでお金が入ってきたと、副市長、聞いてくれますか、聞いてもらっていますか、副市長。聞いてももらわな、また抜けたらあかん。

三問目言いますよ。三億九千五百万ということで、お金が入ってきたと。まあ予測がつかなかったと、これは地域活性化対策臨時交付金が五條に三億九千五百万入った、その中の一部と思うのですが、突発的に起こったと、そういう形の中でこれに充てたということですね。そやけど、これがもしなかったら、どうしとったのかなと。まるつきり計画性とか、私はないんじゃないのかな、計画性がね。余りにも拙速に考えすぎているのではないかなと、私は思うのです。

その三つだけを副市長、答弁願いたいと思います。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 太田議員の質問にお答えいたします。

時期については二十年度でやったのですけれども、何月に発注したのかは覚えてないのですけれども、新町の空き家というのが何軒かあるわけですので、その何軒かを含めて三百万で空き家調査をやっております。

その空き家調査というのはどういうふうにするかということ、長期滞在型ということを考えていましたので、そこで、そういうふうな格好

でやっています。それが二十年度でやって、三億九千五百万という補助金が出てきたので、それに急に乘ったということです。

それで、管理方法については、NPO法人の大和社中か指定管理者ということで考えているのですけれども、指定管理者はまだ募集とか、何もできませんので、NPO法人の方と一応事前に打合せはやっております。

管理については、市としてはそこでやってほしいなど、こういうふうに考えております。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） 副市長、すごいこと言いますね。えらい問題ですよ、今の言葉。今、私は昨日の答弁では、NPO法人とか指定管理者とかは決まっていないということでしたけど、今、大和社中、NPOの、それと相談していると言うたら、もうその人が受けるということと協議をしているのですか。いやいや、ちよつと待ってください。昨日もそういうことを言っておったと思うのですけどね、昨日副市長は、NPO法人と打ち合わせ、今と同じことですね、NPO法人の大和社中というところと打合せをやって決めますというふうに、昨日言っていますね。

昨日言っていますよ。今もそういう形で相談していると言ったでしょう。ということは、もう初めからそこに決まってこの事業をやるうと、それならえらい問題ですよ、副市長。まだ何も始め…、最初私が質問したときに副市長は、当然運営は指定管理者かNPOかどちらかになると思いますって何も言っていないですよ。それなのに、ちよつと今、大和社中という言葉が出ました。昨日も、その後で私が再度聞いたときにこの名前が出たのですよ。その人と打合せをしているという、そこがもう受けると決まっていますか。相談すること自体が、その管理になるのか、受けるのか知りませんが、そこを話をしているということは、私はどういふNPO法人かわかりませんが、副市長、そういうことを相談しておいて、決定しているということ違うんですか。

そこらだけ、明確に説明していただきたいと思います。

○議長（北山和生） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 相談はしていますけれども、決まっています。昨日も言いましたように、NPO法人か指定管理者ということで今説明しましたけれども、決まっています。まだそんな、まだ決める段階違います。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） あのね、相談はしているけれど決めていないという、普通から考えたなら相談すればそこが受けるのが当たり前でしょう。いや、勝手に副市長が自分で言うだけで、決めてなかったにしても、事前にそういう団体のところと相談をしてやっている、それも長期滞在型

宿泊施設ということで相談をして、要するに調査をした結果において、古民家の再生ということで、そういう事業をやっていること。そして当然、市がこういう事業をすることは一〇〇パーセントないですよ。ないですよ。どっかに委託をするか、今言うたようにNPO法人にするかね。過去の経緯を言いますと、藤岡邸ですわ。五條市は受けていないのですよ。一億円やろうと言ってもね、断って、今NPO法人を立ち上げて、運営をやっています。今回ののは、市が主導権を握って、旧前防邸の寄附をもらって、そして長期滞在型宿泊施設を、お金を投資して、そしてまた、ほかのところに委託をするというのか、そういう形。普通もっとプロセスがありますよ。そして、それが十二月に寄附でもらったにもかかわらず、三月に、突発的な地域活性化の交付金がきたからといって、これ、ぱっというね。わたしら西吉野の合併の特例債のお金も、まだこれ、西吉野の何にもされていないですよ。市長は、新規事業は一切しないと、まして西吉野の宿泊施設にしても、今はなじまないということ、県の指導もあって断られたわけですからね。長期滞在型宿泊施設って、根本的に運営上難しいですよ。それをなんで市がこういう形で、お金を取り組んでやるのかなど。お金がないんですよ。財政が苦しいのでしよう、副市長。それで、この、今の約三千万ですね、お金を使ってやるっていうて、もっといろんな事業ができるでしよう。ここにしている、だれするかも決まっていない。市として、それもこんな長期滞在型宿泊施設というてね、なんぼ調査したからといって、言われたからといって、今の財政状況を考えたときに、こんなこと、市が考えることは到底今の財政状況なら無理でしょう、副市長。財政が苦しい、苦しいと言うとんやから、こんな……、地域活性化の、みんなの生活のためにお金を使いなさいって、国が六千億をばらまいたわけですよ。そこで、五條市に三億九千万きたわけですよ。もっと有効に使うのならないですけれども、まだだれも、受ける人も決まっていない、調査した結果がそういう宿泊施設をしろと言われたから、たまに三千万のお金、ここにすぎ込んだらいいわと、する人はまだ決まっていないと、そんなばかげた事業のやり方ありますか、副市長。あなた、ずっと四十年近く職員としてやってきたのでしよう。一つの仮定があつて、プロセスがあつて、やっていくならわかりますよ。今のは逆ですよ。お金もない、市が主導権を握って、そして、寄附は市がもらったと。そして、そこを再生して、市で直して、ほんで受けるころ決まっていますよ。そんなばかげたこと、お金のないときにやることではないでしよう。副市長、一体何を考えているのですか、あなたは。答弁願います。

○議長（北山和生）榮林副市長、よろしいですか。……ちよつと待つててくださいよ。（議場に声あり）静粛に願います。
意見調整のため休憩します。十分間、四時半に。

午後四時十七分休憩に入る

午後四時三十分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（北山和生）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）太田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言いました三百万の地域活性化センターの交流受入れシステム支援事業というのがございまして、三百万ですけれども、二十年九月二十二日に発注いたしましたして、二十一年二月二十八日に成果品があがっています。（議場に声あり）内容といたしましては、前防邸の二棟と松本邸の三棟、吉川邸の基本計画の作成でございます。それが株式会社庵というところで発注しております。

それから、まちづくり拠点整備事業というのがございまして、これは金額が三千万ですけれども、三千万で国と県と関係者ということをやっているのですけれども、これは市の持ち出しはないのですけれども、新町の吉川宅というのがあったんですけれども、そこでレストランなり何か食べ物の特産ということで進めております。それは市の持ち出しはありませんけれども、そういうことで進めております。その中で、県の方からも、庵の方からも提案がございまして、交流拠点整備事業というのが、この三千万は使えるということで、緊急にそこに対応するようにもつていったということでございます。

それで、急になんてかということなんですけれども、庵の指導もございましたし、それから県の方の指導もございまして、これを使ったらスムーズにいくのと違うのかということで、一応相談も受けて、これに乗ったということでございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）太田議員。

○二番（太田好紀）副市長ね、私が言いたいのは、財政が苦しい、苦しいと言っておきながらこういうことをやっていることに、私は納得いかない。この町並みとか、新町のことに対していちゃもん付けているのではないですよ。どんでんやってくれたらいいと思うのですよ。ただ、私が言っているのは、今これね、三百万の成果品が二十一年二月二十八日にあがってきたと、この三百万というのはもともと吉川邸の分を調査するためやったらしいですよ、もともとは、そうでしょう。今吉川さんの名前も入っていましたけれども、三つ言うけど、基本は吉川邸の基

本から始まったらしいですやん。それで、たまたま十二月に前防邸をもらったと。だから、そこに入れたのかもしれないよ。そやけど、一番最初の調査するときは、吉川邸さんをそこの形をどうしていくかというこの調査をするということが始まったわけですやんか。そして、十二月に寄附をもらったと、寄附をもらったというのは、決定しただけであって、それまでの事前のなんぼかのいきさつがあったから、これも踏まえてこの調査に入れたのかもわかりません。それは、私はわかりません。しかしながら、そういう形で、突発的な形の中で、今、県の指導を仰いだとか、県と協議をしたと言っていますけれども、市に負担がかかるわけですよ。これは地域活性化の臨時交付金ですから、国まるまるで、市負担はないですからそれはいいことですよ。どんどん活用してくださいということで、地域が潤うような形で、六千億を国がばらまいたわけですよ。そやからいろんな形で地域が活性化してくれるのだったらいいですけれども、まだ不透明なこういうところに約三千万のお金を、全然決まっていなわけですやん。そして調査したのも、そこから始まって、そして、その成果品が二十一年二月二十八日にあがって、もう今の補正に上げてきていると、拙速すぎますよ、こんなもん。計画がまるつきりなっていないですよ、副市長。私、それを言うているんですよ。この町並みに対していちやもんとか、何もつけてない。どんどんやってくれたらいいんですよ。ただ、お金がないと言いなながら、市長がいつも言っている。今の議会でもそのことばかり言っているでしょう。そやのに、こんな形で、お金のかかるような、維持管理もどうするかも不透明な、ましてこれだけ三千万のお金を投資するのですよ。それも長期滞在型の宿泊施設って、こんな、今の現時点で、これだけ景気の悪いときに、こんなことしてどう対応できるのですか。（議場に声あり）本当言うたらね、私は西吉野のことをしてくれていたらこんなこと言いません。五條のことまでいちいちね、わたしら合併特例債の約束事ですよ。当然合併の約束ですよ。西吉野の村民の意識として、昔ね、決定して、合併したのですよ。そんなことも、金がないからと言って、市長は止めておいて、こんな三千万の、簡単にこんなお金を使うということに私は納得できないのですよ。すべてが苦しいのなら苦しいの対応をするのであればいいけど、こんなずさんなやり方で、事業計画もちやらんぼらんで、突発的な形でね。そうでしょう、成果品が二月二十八日、この間ですやんか。（議場に声あり）上げてきてね。もう三月の補正予算で上げていくって、こんなばかげたことありません。

私はもう、議長、これ以上言うことありませんけれども、もつとね、後はもう委員会付託になるのですね。そこで議論していただいていると思うんですが、余りにも市長、ずさんすぎます。勉強してください。終わります。（「六番」の声あり）

○議長（北山和生） 益田議員。

○六番（益田吉博） すみません。今ちよつと太田議員の関連質問になりますけれども、これ企画課長、前防邸は企画がもらったというか、受け取

って、五條市の普通財産にしましたんやろ。そこから始まっていきますんやろ。反対側の吉川宅は、田中●●さんが買い取って、五條のために、新町のために、活性化のために使ってくださいということで、家は提供しますということから始まっていると思いますんえ、私の聞いとるところはね。そら、太田議員が言うように、二千九万何万、…三千万、今すぐに予算付いたとか、付かんということは別にしてね。今までの流れをちゃんと説明したらんことには、この話は予算委員会で、委員会に行ったら聞こうかなと思っておつたんやけれども、予算委員会は議員さん全部来られない場合もあるので、太田議員が本会議で質問されたさかいね、もつと今までの流れを議員さんにちゃんと説明しとかな、不透明なままでやとつたかって予算通れへんの違いますか、こんなことでは。だから、何もこんなん隠すことも何もないがな。皆、まちのために、お互いに寄附してくれる人はしてくれとるのやさかい。家賃したるといふ人は貸してくれとんや。私個人にしたら、藤岡邸のときに、ここにもらつてくれと言ったときに反対しておいて、もらわんといて、なんで前防邸もろとんぞと、私も個人的にはおかしいなと思いますよ。もうそんなもん済んだ話やし、藤岡邸もできて、オープンして進んどるさかい別段構へんけどな。構へんけども、ちゃんと議員さんが納得できるように、時間かかるけれども説明しとかな、こんなもん予算通されへんがな、こんな不透明なままやったら。違うの。せつかく下りてきておるお金やから、有効に、皆に納得してもらつて使えるようにせんことには、五條市の損にもなるで、こんなん。不透明なままで、予算通れへんたら。ちゃんと説明したつて。

○議長（北山和生）答弁者は…（「課長したつたらいいやん。」の声あり）水脇課長。

○企画財政課長（水脇正雄）すみません。益田議員の質問にお答えさせていただきます。

新町の、副市長が申し上げました二十年度の三百万の交流システムの予算がございました。新町の空き家を、いろいろ活性化して、計画をして、新町に人を呼んでという形のもの調査を、二十年度三百万でさせていただきます。副市長が申し上げましたように、吉川邸を中心としたことございました。その中で、昨年、大阪府の豊中市にお住まいの前防●●さんという方から、新町にある前防邸を五條市に寄附をさせていただきますきたいなと思っておりますので、という話がございまして、私と係長が三回ほど豊中の前防●●さん宅を訪問し、意向を聞くなり、いろいろさせていただきました。その中で、もう高齢ですし、火を出しても怖いし、建物の管理というのでもできないと。何か役立てていただければということございましたので、こちらに寄附をしていただけたらということ、お受けするというところで、二十年十二月三日、登記の手続を完了いたしました。当然、前防●●さんの意思というの活用させていただかなければという形の中で、副市長申し上げました、庵に発注をしております計画の中で、やはり、新町に来ていただく宿泊施設もないと。当初計画の中で、やはり長期滞在の宿泊施設も必要ではないか

という形の検討の中で、前防邸をそういう形で利用させていただいたらという結論に、今年の初めごろなつてまいりました。ただ、当然五條市の、私も財政課長でございますが、非常に財政が苦しい中で、当然改修費用ということでございますが、国の二次補正で三億九千五百万この交付金がございます、県の方ともいろいろ協議をする中で、この分を充當させていただいて、新しく長期滞在型の宿泊施設で検討を進めていきたいという結論になつて、今回の補正に上程させていただいたという経緯でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

えらい遅れまして、申し訳ございません。（「六番」の声あり）

○議長（北山和生） 益田議員。

○六番（益田吉博） 経緯経過はそんなことやろと思うんやけれども、こつちの吉川邸は田中●●さんの持ち物で、まちのために使つてくれということで、あそこで五條まちおこし会社か何かが、一千万ほどのお金を投資するというか、集めて、また県からの補助金なり、またどっからか借入れて三千万ほどで改修して、あそこで食事ができるようにするという計画なんやろ。こつちは五條まちづくり会社が経営すると、そして、前防邸は長期の宿泊施設と。町から来て、一泊で泊まって帰るもよし、長いこと泊まってもらつて、田舎の良さもわかつてもらつて、また田舎で住もうかなという気持ちも持つてもらえるような施設にすることなんやろ、こつちは、前防邸は。そういう計画を立ててきておる中で、だれがこつちするやらわからんつて、これ、そこが不透明だと僕は思うんえ。NPO法人に任すんやつたらNPO法人に任すでいいと思うわ。恐らく企画を受けて、普通財産にした中の経営の中でね、指定管理者やつたら一般の業者というのか、そら任せるかもわからんけれども。その辺はまだはつきり、指定管理者やつたら業者で入札するかなんか、今のと一緒になるのと思うけれども、NPO法人やつたら、非営利団体やさかいに、そらやつたろという人がおつたら、話合いで私はやつてもらつたらいいと思うけどやな。相手おれへんに進めておるのかなと思つたりね、僕はしますんやで。吉川邸の方はええがな、会社でするんやつたらするで、出資金出してやるんやさかいに、別段レストランしようが何しようが、まちおこしのために一般人がお金出し合つて、したろというとなやさかい、こんな構うことないと思うけどね。前防邸の場合、きちつとその辺しとかんことには、不透明のまま、何するやらわからんつていう感じであつたらやな。そしてこういう格好で、こういう計画、こういうふうにしていくさかいに、指定管理者でいくんだつたら指定管理者で、だれかやつてくれる人を探すのやつたら探すというように、方針を決めてきちつとしかかな、だれするやらわからんつて、これはなんぼ国からの二次補正でお金下りてきたからこれ使つたらええわで、とりあえず使つてしとけよという感じだけでは、行政としては怠慢なん違いますか。（「そのとおり」の声あり）これは。なんぼ、棚ぼたみたいなお金やけど、三億九千万は、そら、やろと言うのやつたら、もらつてどこなと使つておかなつて、そら、金のないときやさかい、（議場に声

あり) 財政は思ったんか知らんけどね。その辺、きちっとしといたってもらった方が、皆お互い一生懸命やろうと思とんやから、新町の人らから。これ、妙なことになるようにね、僕はそれだけ思うんや、このことで。

○議長(北山和生) よろしいですか。(「十九番」の声あり) 榮林議員。

○十九番(榮林末次) ちょっと理事者側にお尋ねしますけれども、この総務文教委員会が二月十六日にされていますね。多分、十六日だったと思うのですが、そのときに説明できなかったのですか。今の話だったらできたはずですよんか、ある程度は。ね、こういう形で進んでいるという。ずっと私も、長年議員をさせてもらって、最近本当に思うのですが、全く議会と理事者側とのパイプが全くないですね、今。その仕事はだれがするかということはわかっていますか、副市長。市長こんな人やから、もう無理ですわな。そしたら、あなたが片腕ですよんか。そしたらあなたと、議員と接触しながら、日ごろからそういう役目を果たしておたら、これだけ大勢おる職員かって、このくらい苦勞することないんですよ、はつきり言うて。だから私は、あなたの性格も知つとるし、生まれつき全部知っています。だから、あなたは受けるべきではないということは何遍も言うたわね。ところが、あなたは名誉やと、ただ名誉やということ受けたね、これ。だから、今でもそうですよん。市長の給料は三〇パーセントカットしておるにもかかわらず、あなたはそのまま、あなたは寄附できますよ。公職選挙法に引っかけりませんよ。純粹な返納できますよ。それをすれば、多少でもあなたの人間性が、多少でも値打が出るのですけれども。

あなたそういうことでね、全く副市長の仕事ができていない。にもかかわらず、歳費だけとっていると。ここに問題があるのです。議会との理事者側のすれ違いが、ね。もっとあなたが、五條市のため、市民の事を思うのなら、あなた、命かけてその役目を果たしなさい。それがでけへんのやったら、今日限り辞表出しなさい。この本議会で出しなさい。これほど私は、はつきり言うて、市長のときもある程度、応援もさせてもらったけれども、これほど市民に申し訳ない気持ちで毎日、毎日、ここで、ほんまに、何でっせ、頭爆発するほどの気持ちで毎日、毎日、ここで座ってまんのや、はつきり言うて。にもかかわらず、その榮林、同じ名字の君が、そのようなことだから、余計私は恥ずかしい思いを毎日しておる。こんなこと普通は言いません、私かって。もう、たまらんで言うてますのやで。わかりますか、これ。はつきり言うて、あなた、自分の仕事があつていない、理解ができていない。副市長は何をすべきかということがわかっていない。まずそれを一遍よく考えなさい。もうこれ以上言いません。

○議長(北山和生) 質疑を終わります。(「総務文教で十六日になぜできなかったかということ……」の声あり) 答弁を求めてはるので……、田中部長。

○総務部長（田中 衛）ただいまの榮林議員の御質問にお答えします。

確かに、十六日に総務文教委員会がございました。その時点では、まだ我々としても何に、そのメニューですね、何に財源を充てるのかというのをいろいろ模索しておる、まさにその最中だったと思います。したがって、そのときにはまだ御相談申し上げるとか、そういうふうな段階ではなかったように記憶しておるのですけれども……。すみません、以上です。（「十九番」の声あり）

○議長（北山和生）榮林議員。

○十九番（榮林末次）この件についてはね、もう私言いません。というのは、私は建設の方ですので、総務文教の皆さんに申し訳ないので、これ以上言いませんけれども、ひとつその辺、今後、私が今言うたこと、今後の議会運営になんぼかでも参考にしていただけたらいいんじゃないかなど、こう思いますので。そやけど、あんたら、もうおれへんもんなあ、これ。（笑声）

○議長（北山和生）よろしいですか。（「はい。」の声あり）
質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十八、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十六号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程されました議第十六号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ六千九百九十九万五千円を追加いたしましたして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十三億五千五百五十四万八

千円にするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料二百五十四万一千円、三節職員手当等八十一万五千円、四節共済費六十三万九千円につきましては、異動による追加でございます。

次に二款保険給付金、二項高額療養費、一目一般被保険者高額療養費、十九節負担金補助及び交付金八百万円につきましては、一般被保険者並びに退職被保険者の、それぞれ二月、三月診療分に係る高額療養費の支払に不足が見込まれますので、追加するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

三款国庫支出金で一千九百七十二万円、四款療養給付費等交付金で八百万、十款繰越金で四千二百二十七万五千円をそれぞれ増額いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第十九、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衛司登壇〕

○上下水道部長（辻本衛司）よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第十七号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の平成二十年度五條市簡易水道特別会計補正予算書（第二号）のページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千二百三万円の追加でございます。歳入歳出予算総額はそれぞれ五億二千六百九十三万円となります。

補正額の内訳につきましては、五ページの明細書を御覧いただきたいと存じます。

三の歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費六百二十二万円の減額は、職員の異動等によります人件費の減額更正であります。

また、二目施設整備事業費は、十三節委託料五十万円と十五節の工事請負費一千七百七十五万円を合わせまして一千八百二十五万円で、総務費の差引合計が一千二百三万円でございます。

この補正額につきましては、このたびの国からの臨時交付金事業を活用いたしまして、現在継続中であります白銀北地区統合簡易水道整備事業予算を追加計上し、対応を図るものでございます。

また同様に、二の歳入におきましても、一般会計繰入金一千二百三万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

なお、三ページ第二表の繰越明許費におきまして、委託料及び工事費の一千八百二十五万円を繰越計上して工期の確保を行いまして、平成二十一年九月しゅん工を指したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第二十、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程をいただきました議第十八号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊にございます平成二十年度五條市下水道事業特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、現在の予算額のうち、一部を翌年度に繰り越して執行する繰越明許費でございます。

二ページの第一表を御覧いただきたいと存じます。

事業名は流域関連公共下水道事業でありまして、内容としましては住川町JR北宇智駅付近ほか三箇所工事と、これに伴います水道及びガスの管の移設補償で、これらにつきましては、関係機関との協議手続や工事に際しまして、地元での道路通行安全確保等の調整に日数を要しました結果、年度内での完了が困難となりまして、これに伴う事業費七千八百六十三万八千円を翌年度へ繰越しとするものでございます。

なお、すべてのしゅん工予定は平成二十一年六月末となる見込みでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第二十一、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十九号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第十九号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額はそれぞれ一千三百七十七万五千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三十億八千五百十一万七千円となります。

それでは、四ページの歳入から御説明申し上げます。

二款国庫支出金、二項国庫補助金、二目介護保険事業費補助金、一節介護保険事業費補助金九十一万二千円の増につきましては、平成二十一年度介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金六十五万円及び要介護認定モデル事業補助金二十六万二千円の追加でございます。

次に、六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、三節地域支援事業包括的等支援交付金繰入金百五十七万八千円、四節職員給与費等繰入金五百五十九万七千円、五節事務費繰入金五百六十八万八千円の追加でございます。

次に、五ページの歳出でございます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料二百四十三万一千円、三節職員手当等百八十二万五千円、四節共済費百三十四万一千円は職員の異動等による追加と、十三節委託料六百六十万円につきましては介護保険業務電算システム改修委託料の追加でございます。

次に、三款地域支援事業費、二項包括的支援事業・任意事業費、一目介護予防ケアマネジメント事業費、二節給料八十七万四千円、三節職員手当等八十一万九千円につきましては異動等による追加、四節共済費マイナスの十一万五千円につきましては異動等による更正減でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第二十二、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第二十号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程されました議第二十号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、長寿医療制度における保険料の軽減対策等の改正等に伴う補正でありまして、国庫補助の追加に年度内の予算計上及び契約が必要でありますので、追加補正するものでございます。

別冊の平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ一千二百三十九万八千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四億八百七十九万八千円とするものでございます。

次に三ページを御覧いただきたいと存じます。

第二表繰越明許費につきまして御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費につきまして、収納システム改修委託事業でございます。

平成二十一年度保険料軽減等に係る改修であります。年度内の完了は困難でありますので繰り越すものでございます。繰越額は二百五十一万二千元になりますが、改修完了は五月下旬を見込んでおります。

次に、歳出を説明させていただきます。

六ページをお開きいただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料三百五十九万一千円、三節職員手当等二百七十八万二千元、四節共済費百万一千円につきましては、異動による追加でございます。

同じく十三節委託料四百六十六万二千元につきましては、年金よりの特別徴収者抽出のためのプログラム開発委託料と九割軽減導入等に伴うシステム改修委託料でございます。

次に、一款総務費、二項徴収費、一目徴収費、十一節需用費九万円及び十二節役務費二十七万二千元につきましては、保険料の納付方法を年金徴収から口座振替による納付に切替えができる旨の案内に要する費用でございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

三款繰入金で七百三十七万四千元、五款国庫支出金で五百二万四千元をそれぞれ増額及び追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託します。

○議長（北山和生）次に、日程第二十三、議第二十一号から議第三十一号までの十一議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第二十一号 平成二十一年度五條市一般会計予算議定について

議第二十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

議第二十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計予算議定について

議第二十四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計予算議定について

議第二十五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計予算議定について

議第二十六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定について

議第二十七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計予算議定について

議第二十八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について

議第二十九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

議第三十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について

議第三十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算議定について

（「二十一番」の声あり）

○議長（北山和生）二十一番議会運営委員会田原清孝委員長。

○二十一番（田原清孝）ただいま上程になりました議第二十一号から議第三十一号までの十一議案につきまして、去る二日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案は、いずれも平成二十一年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審査を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は八人として、委員の選任につきましては議長に一任したいと思っております。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）太田好紀議員。

○二番（太田好紀）ただいま委員長の方からお話がありました。提案理由の説明を省略することと特別委員会の設置及び付託することに反対ではございませんが、ただ、ただいま上程された議案に対して質疑をしたいと思っておりますので、発言の許可をお願い申し上げます。

○議長（北山和生）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後五時十一分休憩に入る

午後六時三十五分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

始めに、先ほどの田原清孝議会運営委員長から発言がありましたとおり、提案理由を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、提案理由を省略することに決しました。

太田好紀議員の発言を許します。（「二番」の声あり）太田好紀議員。

○二番（太田好紀）一般会計予算に関する説明書の三十九ページの二の総務費、十七の公有財産購入費二千二百五十四万七千円、用地購入費です。この説明を願いたいと思います。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）太田議員の御質問にお答えいたします。

今回の用地購入費につきましては、ちょうど今市役所の東側になるのですか、今小島金物の建物が建つておるところの場所と、統計事務所、五條の保健所のある南側ですか、あそこの用地を買おうとするものでございます。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生）太田議員。

○二番（太田好紀）この市役所東側の土地購入ということですが、それと保健所の統計事務所のところ、これは、どのような目的で買うのか、御説明願いたいと思います。

○議長（北山和生）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）太田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市役所の東側の土地につきましては、御案内のとおり庁舎の駐車場として、いわゆる公用車の駐車場として、それを利用していきたいと思っております。そのときには、今現在借りております前の田中市長の、西側ですか、あそこに十台ほど公用車を置くために借りておるわけですが、そこをお返しするというふうなことで、考えております。

それと、統計事務所のところにつきましては、あの周辺一体というのは保健所であるとか商工会であるとか、水道局がございますので、最終的にはいろんな形の土地利用ができるのではないかなというふうに、今のところは考えております。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） あかね、また同じことで、財政状況が厳しい状況の中で、まず駐車場を買おうと、東側ってどこか知りませんが、要するに火事になった、ふろのところですか。手前ですか。何坪くらいですか。大体、約で結構です。

○議長（北山和生） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 約五十坪です。（「二番」の声あり）

○議長（北山和生） 太田議員。

○二番（太田好紀） あかね、お金がない、ないと言ってね、今借りているのかわかりませんが、こんなときほど、そんな土地を買うこと自体がおかしいんじゃないかと、まず第一点と。

そして統計事務所、これにしても、買って、その目的ですよ、何をやるか。まだ決まっていないわけですね。ただ周りに隣接して、公共の施設があるから、何なりと使える、有効に使える、利用があるというだけの話でしょう。そこに対して、また維持とか修理をしなければならぬとか、お金がかかってくるわけでしょう。要らないことでしょう。こんなときに関してお金を使うということは、当然財政が厳しいという形の中で、まず必要ないですよ。その中、抑えて使えるような状況にするのが当然の話じゃないかなと、私は思うのです。

最後に、市長にその答弁を願いたいと思います。それで終わらせていただきます。

○議長（北山和生） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 今、公室長が言ったように、道を挟んでの隣接地ということで、また先ほど言う駐車場、また将来のいろんな活用、それから統計事務所は、今言いましたように官公庁というのですか、そのいろいろな関係がございまして、消防署も手狭でね、またいろいろ大地震時の利用とか、いろんな形で利用できる、そのように思ったし、そのようなことで買わせていただくという方向でいきました。

○議長（北山和生）以上で太田議員の質疑を終わります。（「十四番」の声あり）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、太田さんの方から、私も議員をさせていただいて、それぞれの立場で参画しているときもあつたんですが、初めてこういう形に遭遇いたしました。太田さんはまだ会派に入っていないらしいやいますけれども、私は会派に入っておりませんので、当然来週から始まる予算審査特別委員会には入れないという状況で、傍聴しかできないという状況の中で、こういうふうな形で一般質疑という形になったのですが、議長にお聞きしたいのですが、やはり原理原則をきちっと議会運営の中で、また本会議場の議事進行の中で、この問題が後々に原則を作ったから、私も、私もという形になるのか、議会運営委員会の中でどういうふうな最終的な話になったのか、また議長として、今後本会議場での運営をどういうふうにもっていくのか、その点議長にお聞きしたいと思います。

○議長（北山和生）ただいまの佐久間議員の質問でございますが、いろいろ考え方はあるかと思いますが、やはり議会といたしましても、今回出されてきました補正予算なり、また予算委員会を粛々と進めていく上において、議会運営委員長と相談させてもらって、今回特別に計らいをさせていただいたというところで、御理解いただきたい。これからも、議会運営委員会を中心に進めてまいりたいと考えております。（「十四番」の声あり）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今確認させていただきましたけれども、今回限りということ、後はすべて議会運営委員会の中の御意見を尊重しながら、議長として会の運営をしていくということでもよろしいでしょうか。

再度お願いします。

○議長（北山和生）そういうふうに進めていきたいと思います。（「二十番」の声あり）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）大事なことです、一言だけ申し上げておきます。

予算委員会の構成につきましては、五條市のやり方もありますけれども、他の自治体、市町村では全議員で構成している予算委員会もあるんですよ。だからそんな場合は、質疑、最後の採決はすべての議員でできるわけですね。五條市の場合は今までのやり方では、太田議員が指摘しましたように、委員に入っていない方は今まで質疑ができなかったと、結果として。だから今回、こうして太田議員は発言の一部を、今回限りかどうか、ちょっと私も、今聞いている範囲内ではわかりませんが、認められて、予算委員会に付託される議案についての質疑を認められたということは、私は議会の民主的なやり方に一歩前進したというふうに思っております。だから、全市会議員で予算委員会を構成するのが無理ならば、やっぱり今太田議員が言われたような質疑を、この本会議である程度は認められて、時間の確保をして質疑を受けていただくこ

とが大事ではないかなと、このことだけを申し上げて終わります。

○議長（北山和生）お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため、委員の定数を八人とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を八人とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましてはあらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

それでは指名いたします。一番西本幸洋議員、六番益田吉博議員、九番峯林宏政議員、十番西尾彦和議員、十三番花谷昭典議員、十五番寺本保英議員、十六番樫塚凱一議員、十九番榮林末次議員、以上八名の方にお願いたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議願いたいと思いますので、各位には、本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（北山和生）次に、日程第二十四、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第五号について、御説明を申し上げます。

本案につきましては、集中改革プランに定めた給与及び手当等の適正化に基づき、現在給料の三パーセントとして職員に支給している地域手当を廃止することによる改正並びに平成二十年度人事院勧告に準拠した一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正による関係条項の改正であります。

議案書の十三ページを御覧いただきたいと思います。

まず、地域手当の支給を規定した第七条の三を削除するとともに、第十条第一項及び第三項中の一時間当たりの勤務時間について「八時間」から「七時間四十五分」に改正するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第二十五、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第六号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第六号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険料の額につきましては、介護保険法第二百二十九条第二項「第一号被保険者に対し政令（介護保険法施行令第三十八条）で定める基準に従い、条例に定めるところにより算定された保険料額によって課する」と定められております。

また、介護保険法第一百七十七条では、三年ごとに介護保険事業計画を策定し、健全な介護保険制度の推進を図ることになっており、この計画に基づき保険給付に対応した財政の均衡を保つため、介護保険料を定めることが必要不可欠であります。

五條市では、市民の方々から二十一名の介護保険事業計画策定委員を委嘱させていただきまして、協議、検討を進めてまいりました。それでは具体的に改正内容を御説明申し上げます。

議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条保険料率の年度を、第四期事業計画期間に併せ、平成十八年度から平成二十年度までを平成二十一年度から平成二十三年度までに改めます。

同じく第三条の介護保険料額を以下のとおりに改正いたします。

第一号の、二万五千二百円を二万六千四百円に、第二号の平成十八年度は三万二千七百六十円・平成十九年度及び平成二十年度は三万三千二百六十円を三万一千六百八十円に、第三号の三万七千八百円を三万九千六百円に、第四号の五万四百円を五万二千八百円に、第五号の六万三千円を六万六千円に、第六号の七万五千六百円を七万九千二百円に、それぞれ改めます。

附則第一条、この条例は平成二十一年四月一日より施行予定でございます。

第二条、この条例は平成二十一年度より適用し、平成二十年度以前の年度分保険料については、なお従前の例によります。

第三条は保険料率の特例でございまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年十月二十四日公布政令三百二十八号）を受け、対象者は介護保険法施行令附則第九条第一項及び第二項に規定する第一号被保険者の、つまり五條市の介護保険料の所得階層第四段階、世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税の非課税の方は、基準額五万二千八百円でございます。

そのうちの本人の公的年金等合計所得金額の合計が八十万円以下の者を対象に、保険料率の特例措置として四万七千五百二十円を適用いたします。

以上で、五條市介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第二十六、昨日提出されました議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第三十三号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第三十三号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書（第五号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページを御覧願います。

今回の補正は歳入歳出それぞれ六億八百六十八万四千円の追加でございます。歳入歳出の予算額はそれぞれ二百四億五千五百七十七万八千円となります。

平成二十年度の国の第二次補正予算関連法案が去る三月四日に成立したことを受けまして、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対応するための緊急支援として実施されることとなりました定額給付金事業と、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的として実施されることとなった子育て応援特別手当事業を予算化するものでございます。

三 ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費につきましては、今回の補正で予算化する関係で、申請から交付までの一連の事務を年度内に完了させることが困難なために繰越しをするものでございます。

二 款総務費、定額給付金事業五億八千九百四十八万四千円につきましては、定額給付金五億六千七百二十九万六千円とそれに伴う事務費二千二百八十八万八千円でございます。

事業終了は十一月末を予定いたしております。

三 款民生費、子育て応援特別手当事業費一千九百二十万円でございます。定額給付金と同様に作業を進め、こちらも十一月末の事業終了を予定しております。

次に歳出の説明をさせていただきます。

六ページをお開き願います。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等二百九十四万四千円につきましては、職員の時間外手当でございます。

二十七目定額給付金事業費、十二節役務費八百七十二万六千円は、申請に必要な通信運搬費及び振込手数料でございます。

十三節委託料六百二十五万五千円は、対象者を抽出するための電算処理委託料でございます。

十四節使用料及び賃借料二百二十八万四千円につきましては、事務所賃借料でございます。

十九節負担金補助及び交付金五億六千七百二十九万六千円は、定額給付金を計上してございます。

七ページに移りまして、三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十九節負担金補助及び交付金一千八百万円につきましては、子

育て応援特別手当を計上させていただきました。

続いて、歳入につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

四ページをお開き願います。

十四款国庫支出金で六億八百六十八万四千円を増額いたしましたして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）次に、日程第二十七、昨日提出されました議第三十二号及び議第三十四号は関連がありますので一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第三十二号 五條市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。

議第三十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第三十二号及び議第三十四号につきまして、共に関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の内容上、まず別冊の平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ二千二百六十二万七千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三十一億七百七十四万四千円となります。

それでは四ページの歳入から御説明申し上げます。

二款国庫支出金、二項国庫補助金、三目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、一節介護従事者処遇改善臨時特例交付金二千二百六十二万七千円の増につきましては、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制、被保険者の負担軽減を図るために交付される補助金であります。

なお、第四期介護保険事業計画（平成二十一年度から平成二十三年度）における保険料に限った措置でございます。次に、歳出でございます。

五款基金積立金、一項基金積立金、二目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、二十五節積立金二千二百六十二万七千円につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定し積み立てるものでございます。

次に、追加議案書の一ページをお開き願いたいと存じます。

本条例の制定につきましては、介護従事者の処遇改善を図るという平成二十一年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担軽減を図るもので、第四期介護保険事業計画における保険料に限った措置であります。当該交付金を適正に管理、執行するために新たな基金を制定するものであります。

基金の造成総額は、二千二百六十二万七千円を予定しております。

次に、二ページ、三ページを御覧いただきたいと存じます。

条文の内容といたしまして、第一条では基金の設置目的として介護従事者の処遇改善を図るという平成二十一年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、五條市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置することとしております。

第二条では、基金として積み立てる額は、交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金とする。

第三条では基金の管理について、第四条では基金の運用益の処理について、第五条では繰替運用について、第六条では基金の処分について、第七条では保険事故時の相殺について、第八条では必要な事項は別途市長が定めることと規定しております。

附則につきましては、この条例の公布の日から施行し、平成二十四年三月三十一日をもって効力を失うこととしております。

以上で、議第三十二号及び議第三十四号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本二議案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（北山和生）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日七日から十六日まで休会とし、次回、十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時五分散会